

第 3 回 株 券 電 子 化 小 委 員 会

〔 平成 17 年 8 月 30 日（火） 14 時 00 分～16 時 00 分
於） 日経茅場町別館 1 階 会議室 〕

株式会社証券保管振替機構

議 題

1. 振替株式分科会における検討状況について
2. データセンター分科会における検討状況について
3. 振替新株予約権付社債分科会における検討状況について
4. 移行分科会における検討状況について

以 上

1. 振替株式分科会における検討状況について

○ 第3回

1. データセンター機能を利用した各種事務の取扱いのイメージについて …… [資料1]
 - 質権株式・譲渡担保権株式の振替及び質権設定者・譲渡担保権設定者の振替口座簿等への記録方法等
 - 総株主通知、個別株主通知及び振替口座簿記録事項の情報提供請求
2. 総株主通知についての検討事項について …… [資料2]
3. 個別株主通知についての検討事項について …… [資料3]
4. 匿名性の確保について …… [資料4]

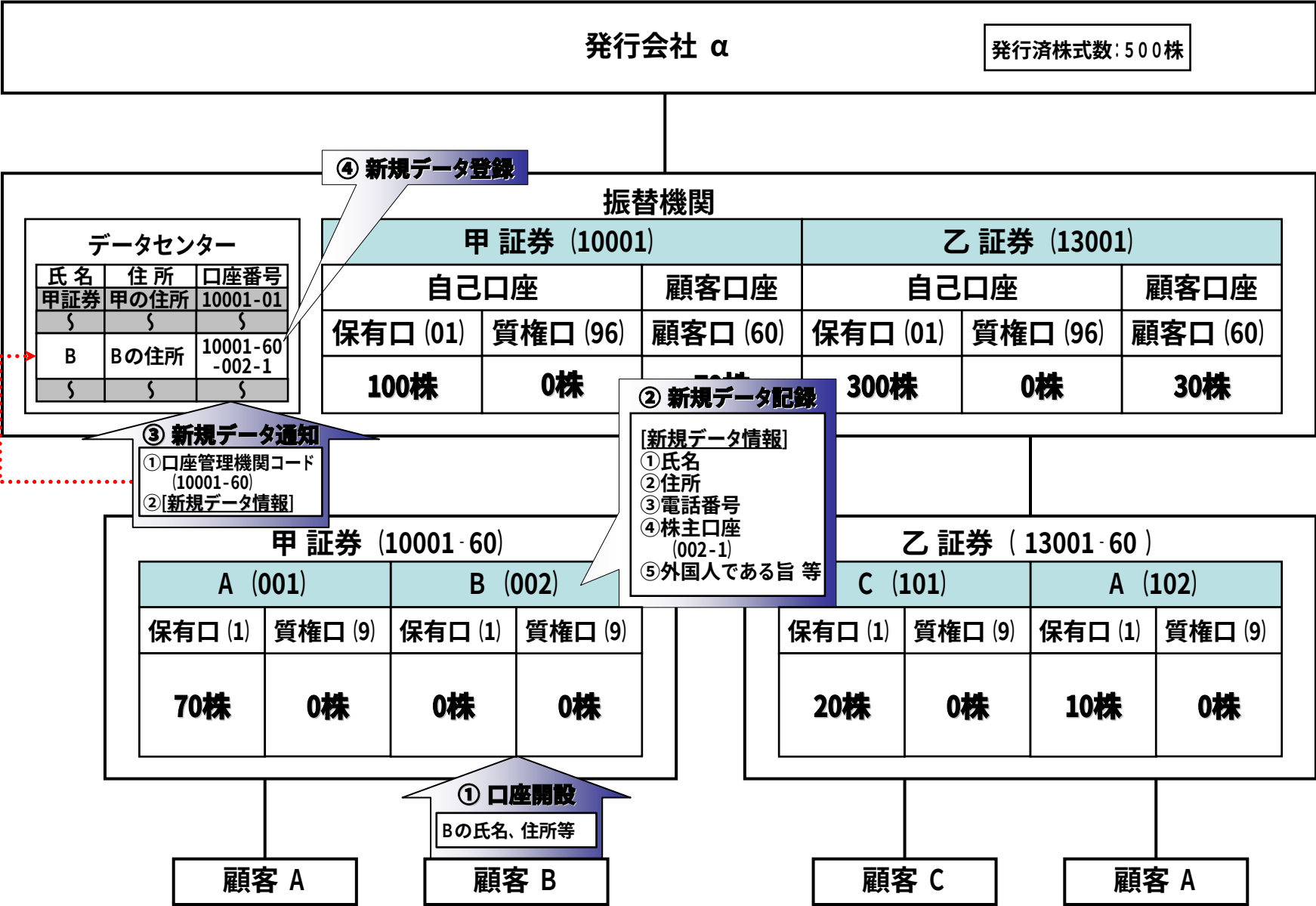
○ 第4回

1. 発行時DVP方式の導入について
 - 銀行における株式申込事務取扱いについて …… [資料5]
2. 合併その他の組織再編に係る記録手続について …… [資料6]
3. 外国人保有制限銘柄についての期中公表について …… [資料7]

○ 第5回

1. 新規記録手続等の具体的な方法について …… [資料8]
2. 株式の抹消の具体的な方法について …… [資料9]
3. 株式数の照合方法(超過記録等の防止)について …… [資料10]

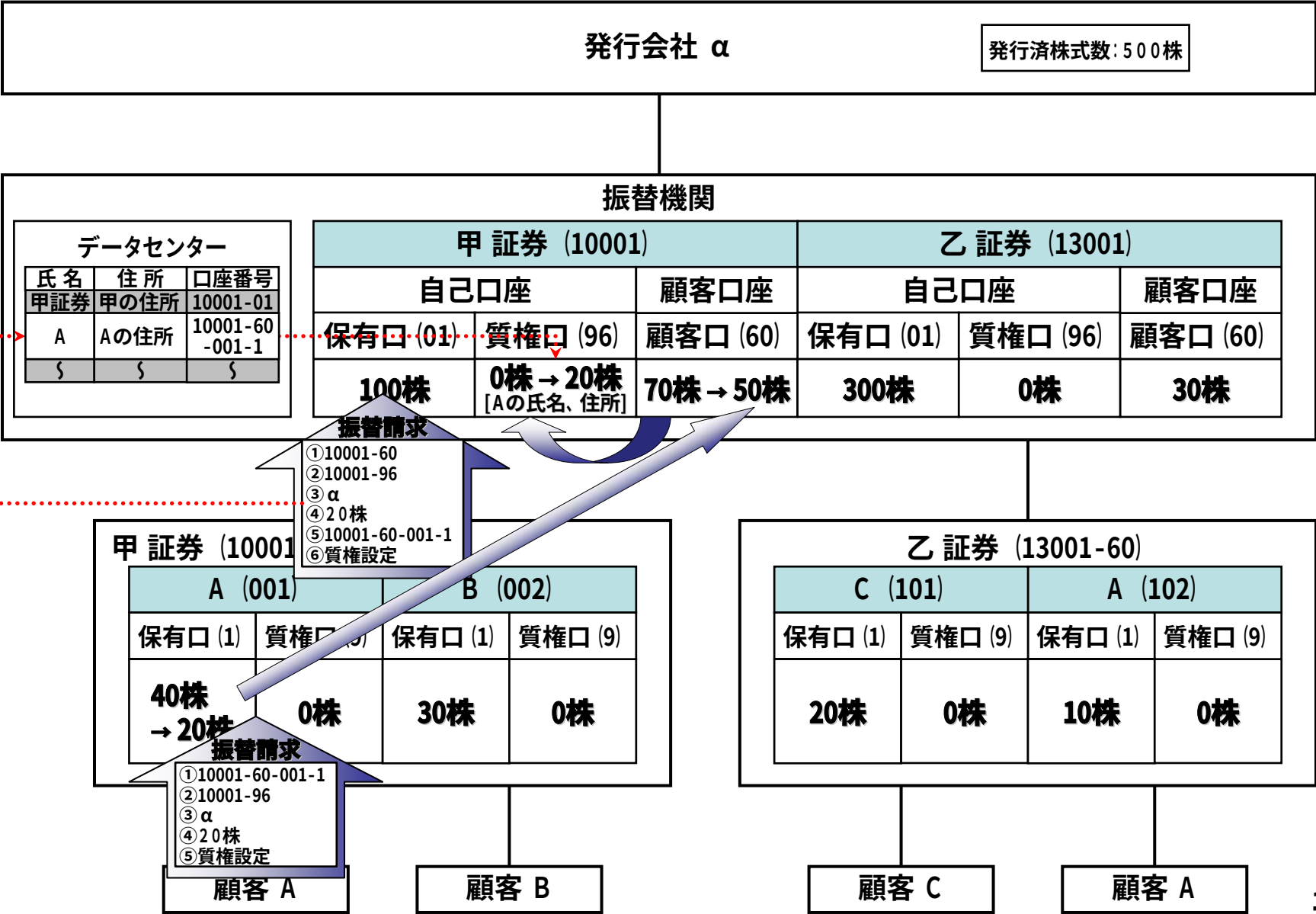
以 上



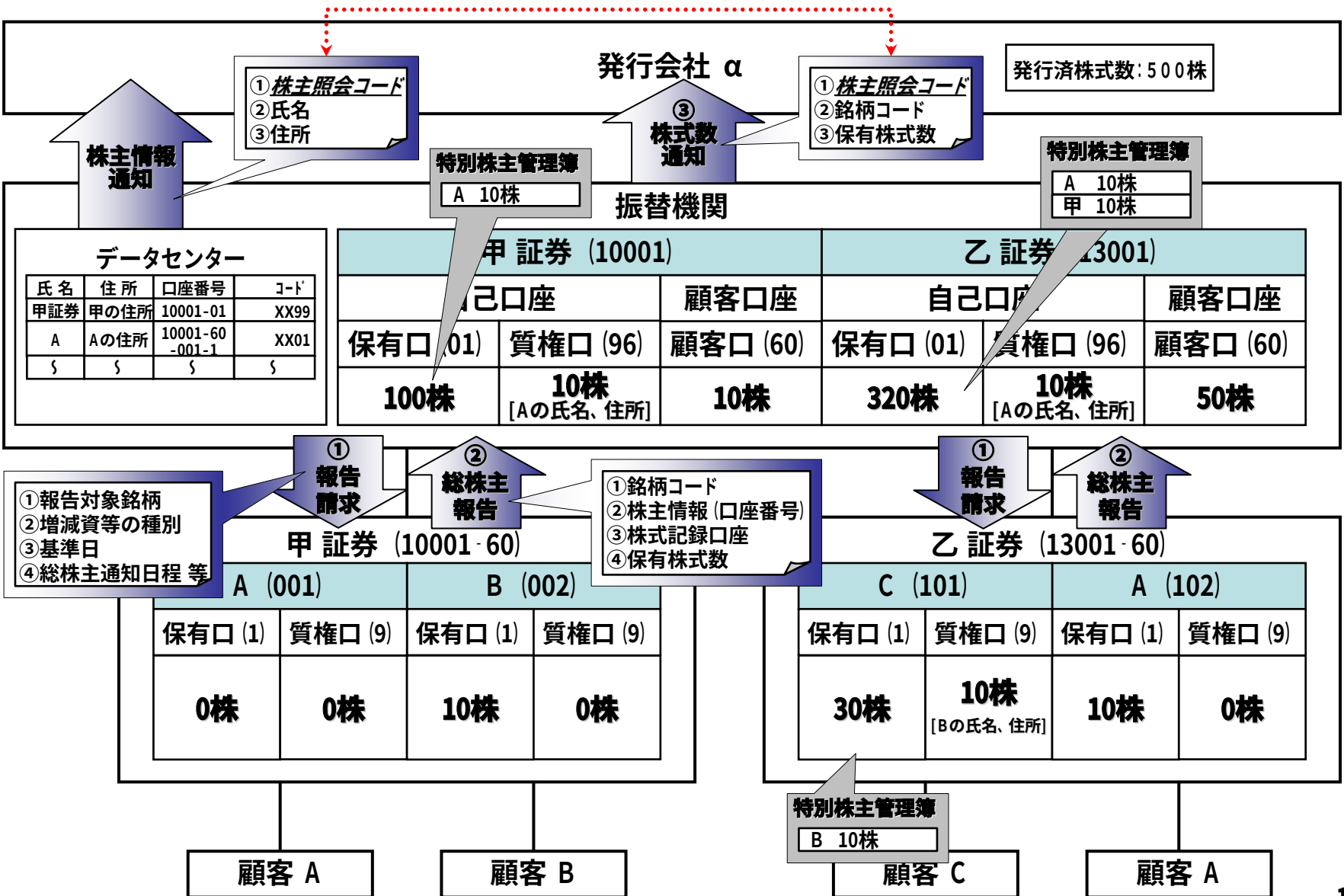
(注1) 株券電子化小委員会・データセンター分科会資料「データセンター分科会における検討内容及び論点について」の内容に基づき作成。

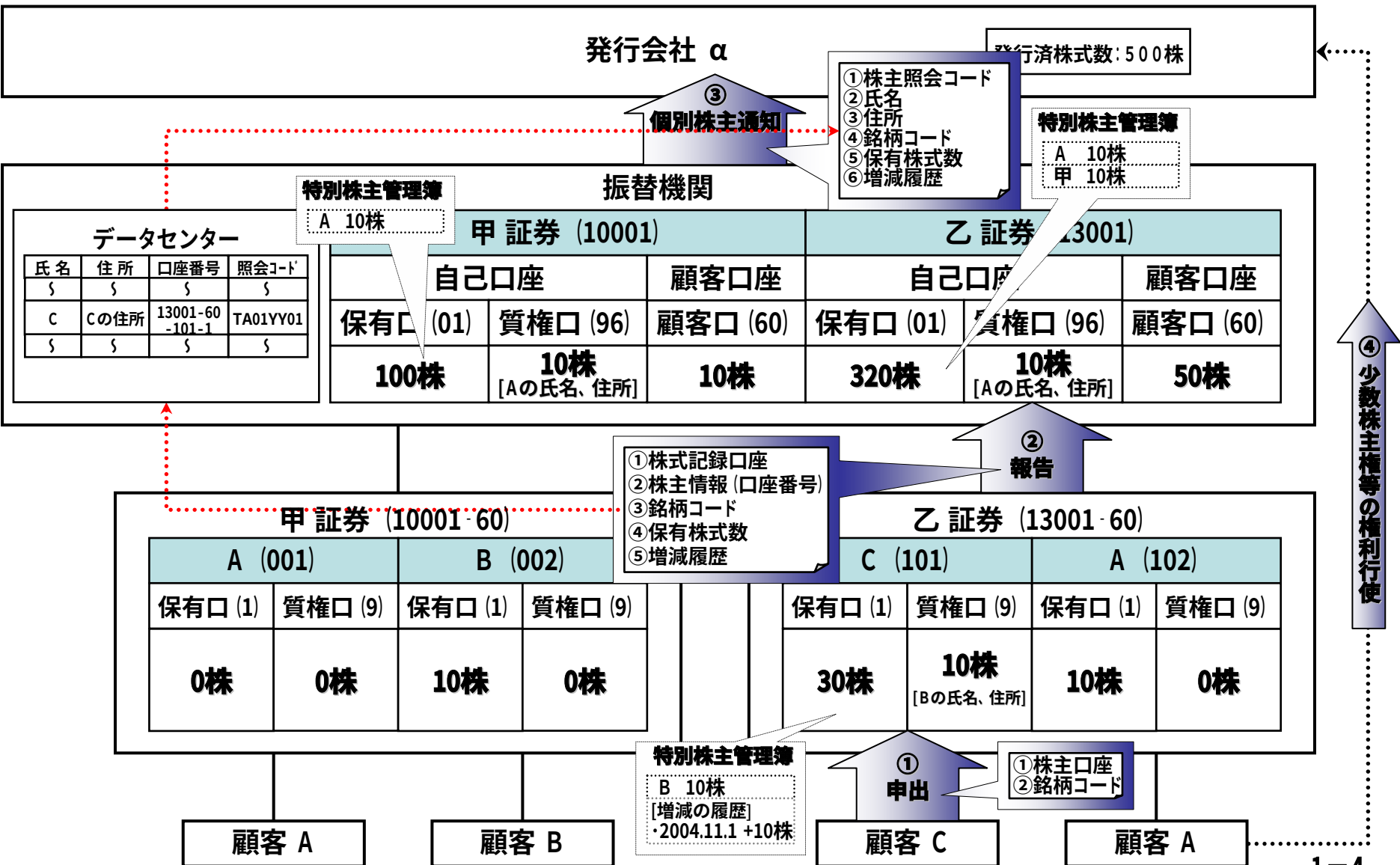
(注2) 加入者情報の変更に関する取扱いについても、上記に準じた処理を行う。

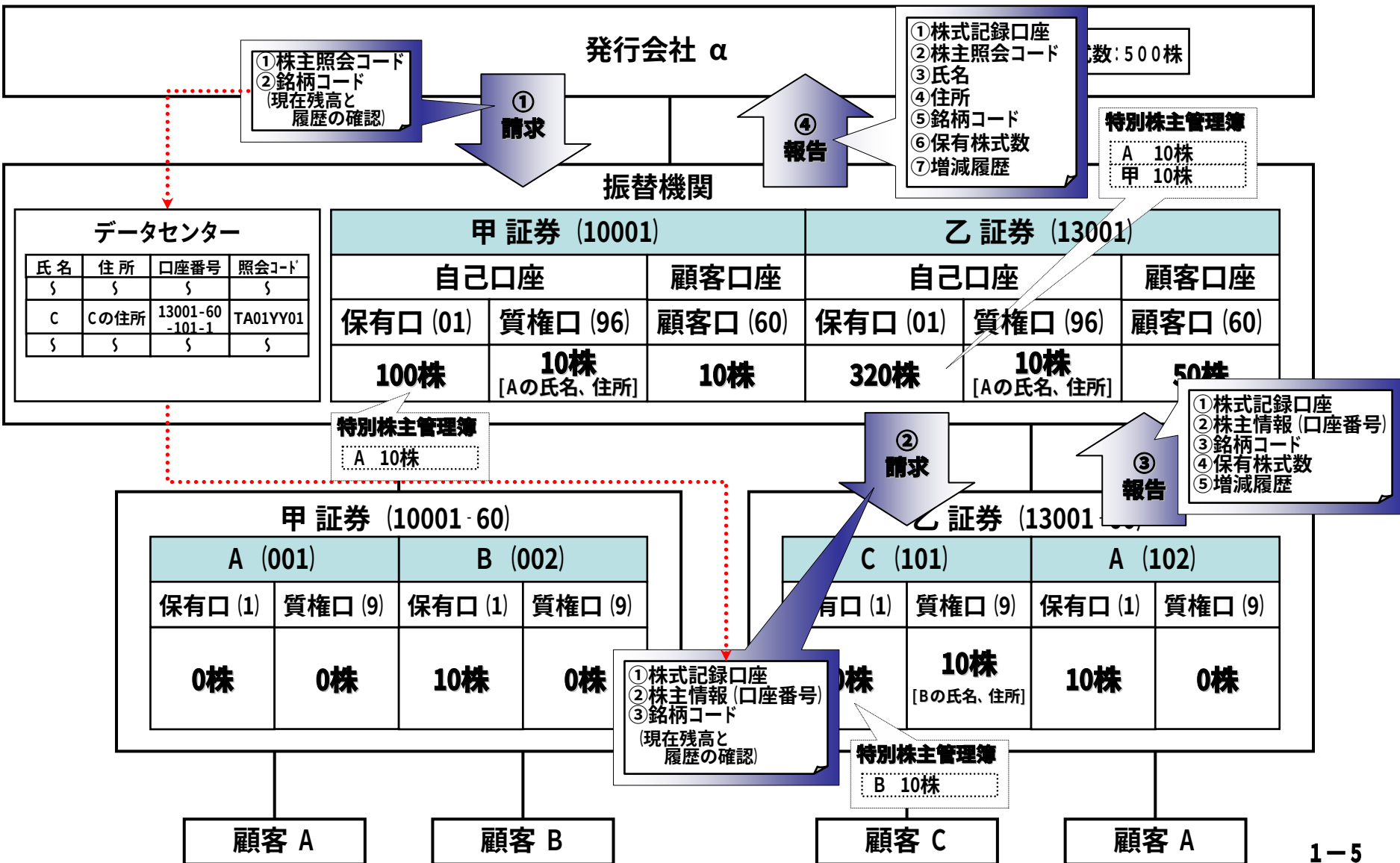
略式質権に係る振替のイメージ (データセンター機能利用)
～ 顧客Aが直近上位機関である甲証券へ質権を設定 ～



(ポイント) ①振替機関に対する振替請求における質権設定者(株主)の通知は、質権設定者情報(質権株式の株主である加入者について識別可能なデータセンターに登録された情報)を用いて行う。②質権設定者情報として口座番号を利用する。③振替機関は通知された質権設定者情報とデータセンターの登録情報を利用して、振替口座簿に当該質権設定者情報(口座番号)と質権設定者の氏名・住所を記録する。







(ポイント) ①発行会社は、株主照会コード (又は株主氏名・住所) を指定して、振替機関に対して情報提供請求を行う。②振替機関は、データセンターの登録情報を利用して情報提供請求すべき口座を特定し、当該口座を開設する口座管理機関に対して、株式記録口座と株主情報 (口座番号) を特定して、情報提供請求を取り次ぐ。③口座管理機関は、振替機関に対して、保有株式数及び増減履歴を報告する。④振替機関は、発行会社に対して、データセンターに登録された株主照会コードおよび株主氏名・住所により報告を行う。

○ 株主情報の通知方法

前回の総株主通知において作成した株主名簿との差分情報とすることでよい。

○ 制度信用取引等に係る担保株式についての特別株主の申出の方法等

- ① 特別株主の申出の委任を認めるかどうか。
- ② 担保株式を記録する口座を開設する振替機関又は口座管理機関が特別株主を把握しない取扱い (特別株主の管理事務を委託する取扱い) を認めるかどうか。
- ③ 前②の取扱いを行う際に、総株主通知、個別株主通知及び振替口座簿情報提供請求に係る事務をどのように処理するか。また、株式の増減の際には、担保取引を解消することでよい。

(注1) 総株主通知の通知日程 (基準日後通知日までの日程) の短縮及び総株主通知後に改めて同一銘柄についての総株主通知をするまでの期間 (インターバル) の短縮については、総株主通知の仕組みの検討を踏まえ、別途検討する。

(注2) 特別株主の申出の手続及びその内容並びに質権者がその氏名の通知を求める旨の申出手続及びその内容については、別途検討する。

(注3) 発行者による総株主通知の請求方法その他の手続・日程については、総株主通知の仕組みの検討を踏まえ、別途検討する。

○ 次の個別株主通知についての事務処理 (申出方法と通知方法) 方法

- ① 加入者が複数の加入者口座を有している場合
- ② 申出をした加入者の株式が担保株式として他の口座に記録されている場合
- ③ 多数の加入者が共同して少数株主権等を行使する場合であって、同時期に申出をしたとき
- ④ 外国の間接口座管理機関の加入者である外国人が申出を行う場合

○ 個別株主通知の申出をした加入者に対する通知

個別株主通知の申出をした加入者に対しては、その通知日を当該加入者の直近上位機関を通じて通知することによいか。

(注1) 個別株主通知の申出に係る手続 (受付方法及び申出書の書式などを含む。) については、別途検討する。

(注2) 加入者がその直近上位機関に個別株主通知の申出をしてから発行者に通知されるまでの処理スケジュールについては、個別株主通知の仕組みの検討を踏まえ、別途検討する。

■ 担保株式は、その株主の口座ではなく、担保権者の口座に記録されている。

■ 振替機関は、株主照会コード等による振替口座簿の情報提供請求（以下「情報提供請求」という。）を受けたときは、その株主通知用データに登録された口座を開設する口座管理機関に情報提供請求を取り次ぐこととなり、担保株式の記録口座を開設する口座管理機関（以下「担保受入口座管理機関」という。）に情報提供請求を取り次ぐことができない。

■ 振替機関が担保受入口座管理機関に情報提供請求をするためには、次の方法が考えられるがどうか。

- (1) 総株主通知及び個別株主通知の際に担保株式の記録口座の情報をデータセンターの株主通知用データに記録し、担保受入口座管理機関に情報提供請求を取り次ぐ。

（注1） 総株主通知や個別株主通知以降に担保差入・転担保等がされているものについては、把握できない。

- (2) 振替機関への振替請求において示される質権設定者情報または特別株主情報をデータセンターの株主通知用データに記録し、担保受入口座管理機関に情報提供請求を取り次ぐ。

（注2） 振替請求において質権設定者情報または特別株主情報が示されなかったものについては、把握できない。

- (3) 株主の口座を開設する口座管理機関に対し、担保株式の振替先の口座管理機関を照会し、担保受入口座管理機関に情報提供請求を取り次ぐ。

（注3） 転質・転担保されている場合には、その履歴を追っていくことになる。

（注4） 株主の口座を開設する口座管理機関は、振り替えた株式が担保目的であることを必ず把握しているものではない。

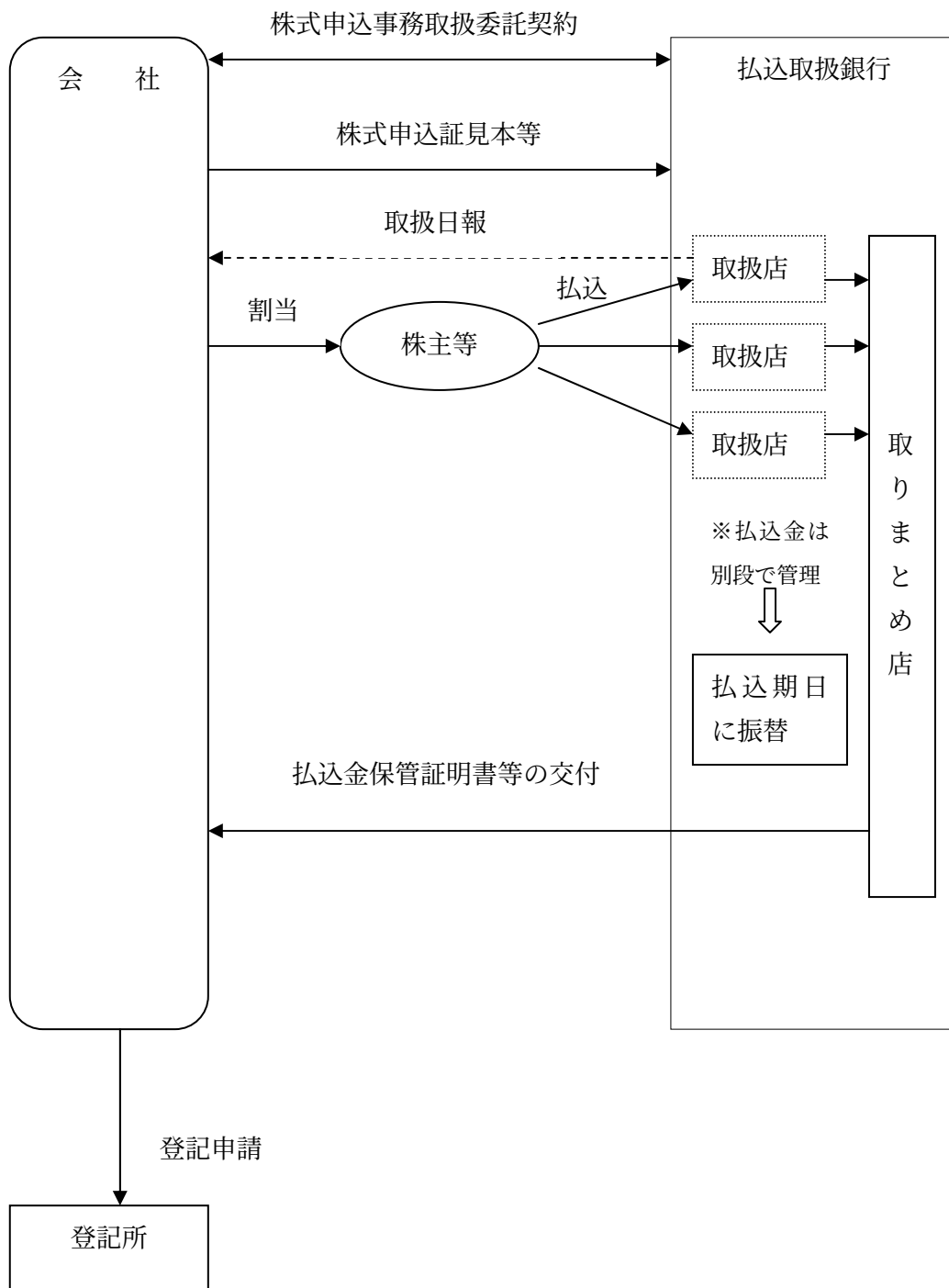
			振替機関から発行者への通知事項																	
			通知に使用する 株主通知用データ についての事項			株式記録口座 (報告口座管理機関) に関する事項		振替口座簿の法定記録事項								特別株主に関する 法定事項				
								保有株式に関する 事項				質権株式に関する 事項								
			株主照会 コード	口座管理 機関コード	株主口座	口座管理 機関コード	記録口座	加入者の氏名・住所	銘柄	数量	増減の履歴	氏名・住所 質権設定者 株主の	銘柄	数量	増減の履歴	特別株主の氏名・住所	銘柄	数量	増減の履歴	
総株主通知	保有欄記録株式	特別株主の申出 のないもの	☐					☒	☒	☒										
		特別株主の申出 のあるもの	☐													☒	☒	☒		
	質権欄記録株式		☐	通知するかどう か検討が必要。								☒	☒	☒						
		質権者通知の場 合の追加事項	☐							☒										
個別株主通知	株主の口座保有欄 記録株式	特別株主の申出 のないもの	☐			☐	☐	☒	☒	☒	☒									
	他の加入者の口座 保有欄記録株式	特別株主の申出 のあるもの	☐			☐	☐									☒	☒	☒	☒	
	他の加入者の口座質権欄記録株式		☐			☐	☐					☒	☒	☒	☒					
情報提供請求 振替口座簿	株主の口座保有欄 記録株式	特別株主の申出 のないもの	☐			☐	☐	☒	☒	☒	☒									
	他の加入者の口座 保有欄記録株式	特別株主の申出 のあるもの	☐			☐	☐									☒	☒	☒	☒	
	他の加入者の口座 質権欄記録株式		☐			☐	☐					☒	☒	☒	☒					
		質権者通知の場 合の追加事項	☐					☒												

通知するかどうか
検討が必要。

株式申込事務取扱いについて

○ 昭和 46 年 7 月に、全国株懇談会と協議のうえ、株式申込事務取扱要領等を制定。

【事務取扱い】



【前提】

- ・A社とB社が新設合併を行い、新設合併会社C社となる。
- ・A社株式2株につきC社株式1株、B社株式1株につきC社株式1株を割り当てる。
- ・A社とB社の決算期日は、X－1日の日である。

		X－1日	X日		X＋1日
		決算期日	登記日・合併効力発生日		
実務処理		・総株主通知の基準日(A・B) ・新株数申告(A)	・抹消記録(A・B) ・増額記録(C)		
消滅会社(A)	株主甲	1 0	1 0	0	0
消滅会社(B)	株主乙	1 0	1 0	0	0
新設会社(C)	株主甲	—	—	5	5
	株主乙	—	—	1 0	1 0
消滅会社株(A・B)		A社振替停止		15:30	(C社株、新株数)
新設会社株(C)		新株数申告		総株主通知の対象	

注1 割当時点はX日の15:30とするが、実務上はX－1日の最終残高に基づいて新株数申告を行う。
注2 X日の確定残高では、消滅会社株は残高なしとなり、新設会社株新株数にて記録される。

「主な検討項目等についての検討内容及び検討の方向性の整理について」より抜粋

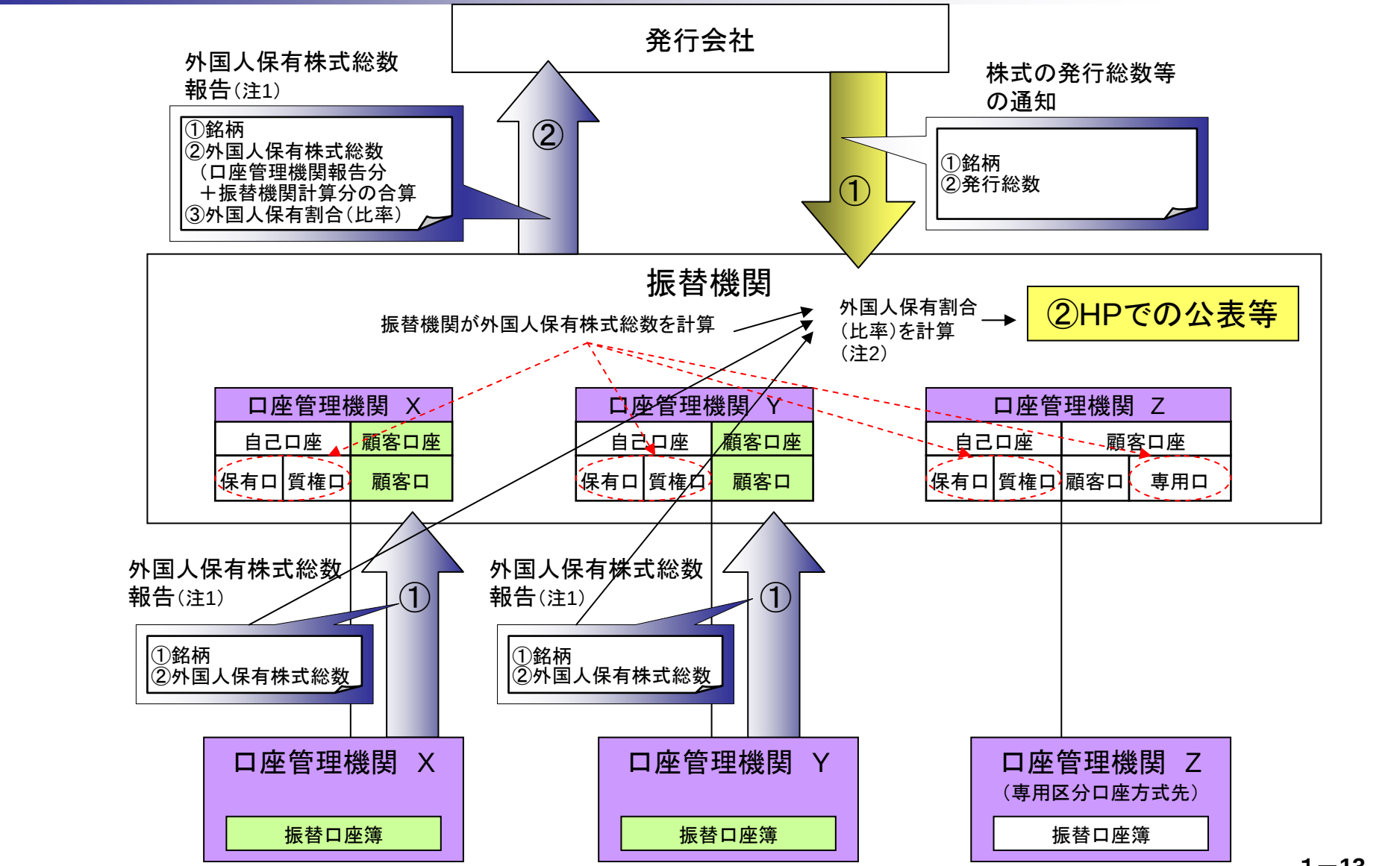
XII. 外国人保有制限銘柄についての期中公表

振替機関は、外国人保有制限銘柄について、期中の外国人保有株式数（直接保有に限る。）を発行者に通知し、その外国人保有割合を振替機関のホームページで公表するものとする。

検討事項

- どれぐらいの頻度で期中公表を行うこととするか（毎日、週1回、月1回など）。
- 口座管理機関からの報告は、期中公表の基準日の翌日に行うことでよい。
- 外国人保有割合（比率）については、発行会社より通知された株式の発行総数と、口座管理機関からの報告等に基づいた外国人保有株式総数（間接保有を除く。）により、振替機関が算出し、ホームページに公表することによりよい。
- 発行会社に外国人保有割合（比率）を通知する方法は、どのようなものとするか。
- 外国人保有割合（比率）は、口座管理機関に通知することとするか。

（注） 口座管理機関及び振替機関は、質権口に登録した株主及び加入者から申出のあった特別株主が外国人であるか否かを把握している必要がある。



注1 報告対象は、あらかじめ通知された日(期中公表の基準日)における通知された外国人保有制限銘柄に対する、外国人保有株式(間接保有を除く。)の総数である。

注2 保有割合(比率)の計算方法については、あらかじめ公表する。

株券電子化小委員会 05.08.30

1. 既発行株式についての新規記録手続

○株主の口座通知

- 株主から発行会社に対する口座通知は、円滑な事務手続を確保する観点から、その株主の口座を開設する口座管理機関が振替機関（データセンター）の機能を利用して取り次ぐこととする。
- 新規記録通知に先立ち、発行会社（名義書換代理人を含む。）と株主の口座を開設する口座管理機関との間で新規記録すべき内容を確認する手続を設けることとする。
- 登録株式質権者についても同様の手続とする。

（注1）口座管理機関は、株主の口座通知を取り次ぐときは、その株主についてデータセンターに登録することが必要となる。また、登録株式質権者の口座通知を取り次ぐときは、質権株式の株主についてもデータセンターに登録することが必要となる。

（注2）口座管理機関は、株主の住所がデータセンターに登録されたものと株主名簿のものとで異なるときは、株主からの申告により、株主名簿の住所を発行会社に通知することとする。

○新規記録通知

- 口座管理機関が口座通知を取り次いだ株主についての新規記録通知は、その株式数（株主が複数あるときはその株式数の合計数）のみを当該口座管理機関に通知することとする。

（注1）発行会社は、振替機関に対しては、法令で規定する内容により新規記録通知をする。

（注2）振替機関の直近下位機関は、複数の顧客口を有するときは、新規記録により増額すべき一の顧客口をあらかじめ届け出るものとする。

（注3）振替機関は、特別口座に係る新規記録通知については、株主の口座通知を口座管理機関が取り次がないことから、振替機関の直近下位機関に、法令で規定する内容により新規記録通知をする。

○ 新規記録手続の日程

- 取扱開始に際しての既発行株式についての新規記録は、一定の日後、5営業日程度要すると考えられるが、どうか。
- 証券取引所における上場承認等の日程との関係については、なお検討する。

2. 新規発行株式についての新規記録手続

○ 振替機関及び口座管理機関による新規発行株式の記録は、新規記録日の業務開始時(9:00)に一斉に行うこととする。

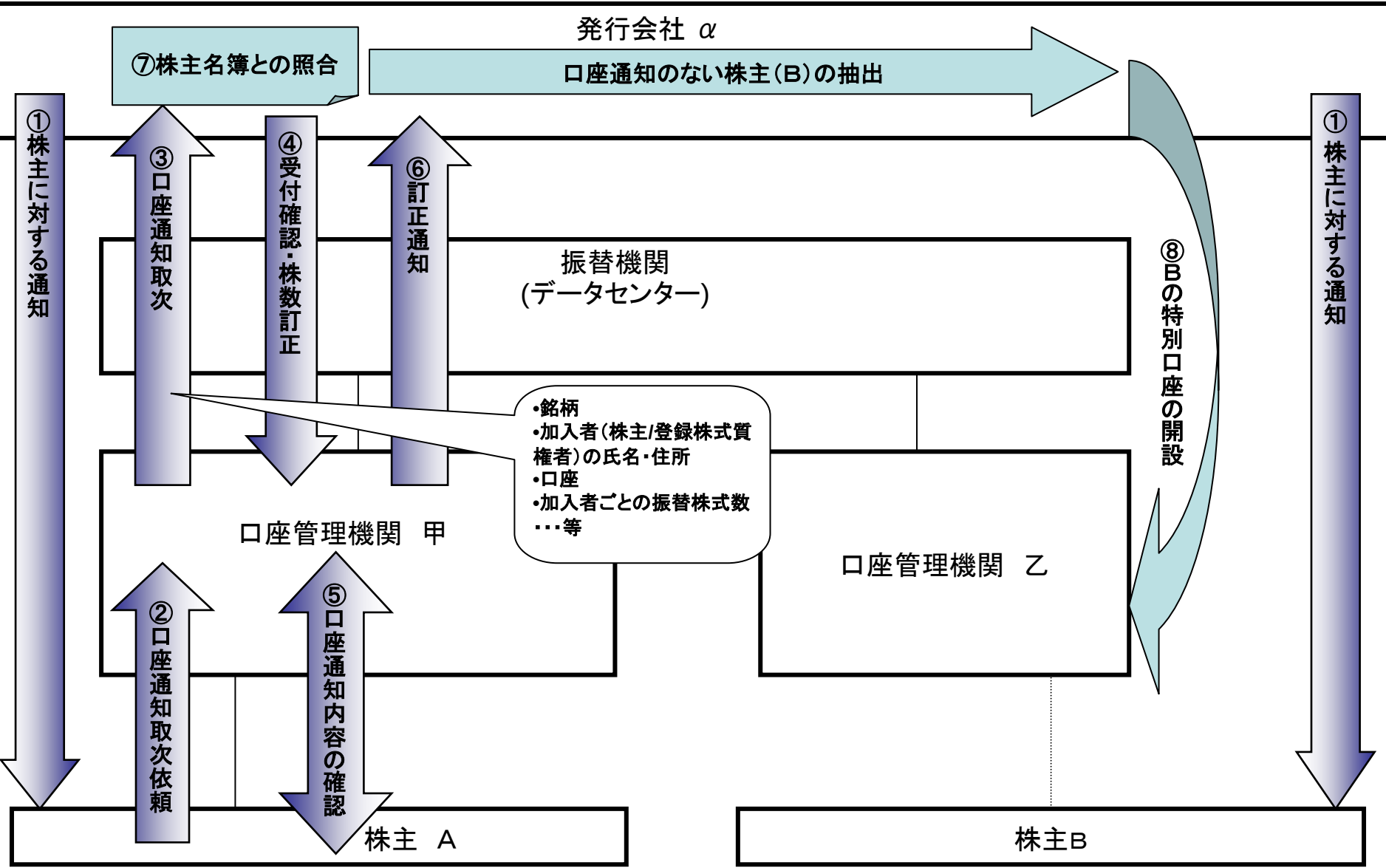
○ 公募株式についての新規記録手続

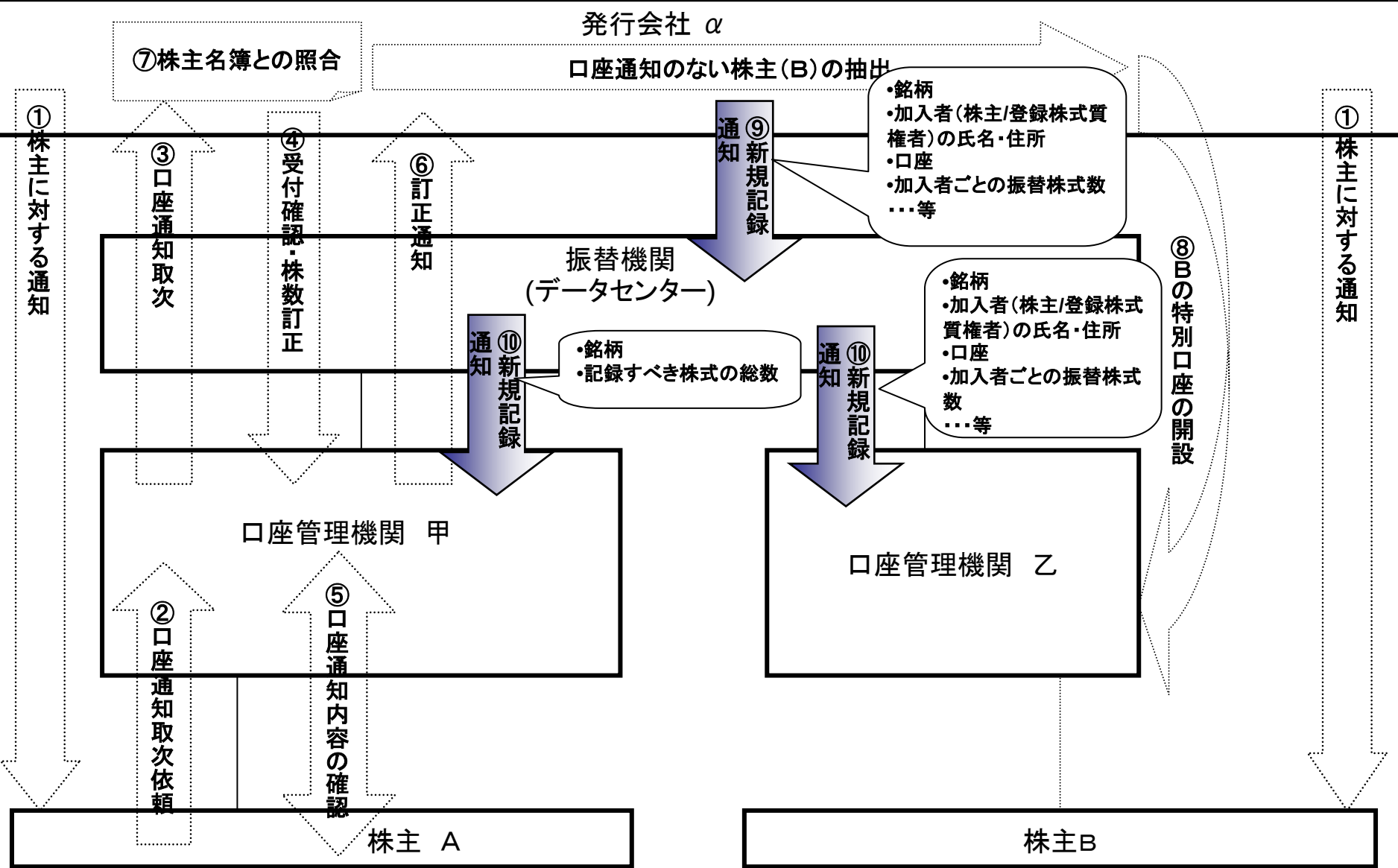
- 公募株式についての新規記録手続については、既発行株式についての新規記録手続と同様とする。
- 買取引受者である口座管理機関がその口座を通知した場合には、発行会社と当該口座管理機関との間で新規記録すべき内容を確認する手続は設けない。
- 公募株式についての新規記録は、払込期日の翌日に行う。

(注) 新規発行株式については、特別口座に新規記録することはない(法第150条4項)。

○ その他の新規発行株式についての新規記録手続

- 新規記録手続を行う事例ごとに、それに応じた新規記録手続を整備する。





1. 株式の一部抹消(発行者の自己株消却)

○抹消の申請と振替口座簿の減少記録

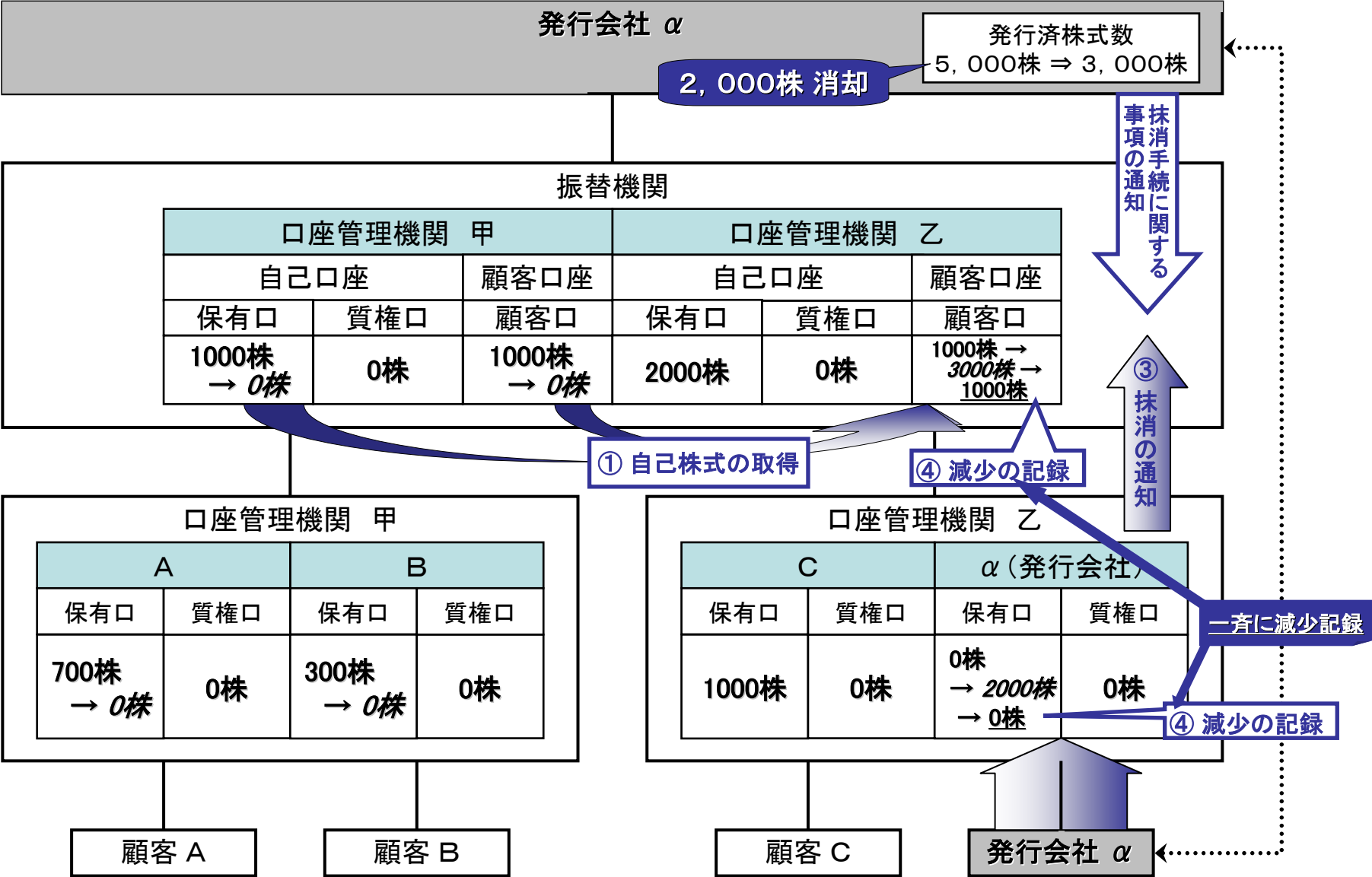
- 振替機関及び口座管理機関による振替口座簿の減少記録は、関係する各機関において、記録の一部を抹消する日の業務開始時(9:00)に一斉に行うこととする。

2. 株式の全部抹消

○株式の全部抹消の日程

- 振替機関及び口座管理機関による振替口座簿の記録の抹消は、記録の全部を抹消する日(効力発生日)の業務開始時(9:00)に一斉に行うこととする。

(注) 新設合併等の場合において、新設会社等株式が振替株式でない場合の消滅会社等株式(振替株式)の振替口座簿の記録の抹消は、①合併登記日等(効力発生日)に先立ち取扱廃止とするときは、取扱廃止日の業務開始時(9:00)に一斉に行い、②①以外の場合には、合併登記日等(効力発生日)の業務終了時(15:30予定)に行うこととする。



1. 振替機関が備える振替口座簿に記録された事項に係る情報の通知

(1) 振替機関は、当日(X日)の振替処理終了後(15:30以降)、振替機関加入者に対して、以下の情報を通知することによいか。

① 振替機関加入者の口座の顧客口に記録された銘柄ごとの株式数

② 振替機関加入者の口座の自己口に記録された銘柄ごとの株式数(特別株主及び当該特別株主ごとの株式数、質権欄において記録されている質権設定者及び当該質権設定者ごとの株式数に係る情報を含む。)

(2) 上記(1)①・②における自己口及び顧客口に記録された銘柄ごとの株式数の通知は、以下のいずれの方法によることとするか。

① 当日中において記録株数の増減があった銘柄についてのみ通知することとする。

② 当日中における記録株数の増減の有無にかかわらず、株数の記録のあるすべての銘柄について通知することとする。

2. 振替機関加入者における照合

- 振替機関加入者は、振替機関から上記1. の通知を受領した場合には、当該通知の内容と、自らが管理する情報との照合を行い、相違がある場合には、その旨を振替機関に連絡することによいか。

(備考)

振替機関は、振替機関加入者に対して、前1. の情報のほか、夜間(3:00以降)に、株数の記録のあるすべての銘柄について、以下の情報を通知することとする。振替機関加入者は、照合の結果相違があった場合には、当該情報をもとにその確認を行うことが可能となる。

- a. (X-1日)、(X日)、(X+1日)における前1. (1)①・②に係る情報
 - ・ (X-1日)及び(X日)の情報は、当該日の振替処理終了時の情報であり、(X+1日)の情報は、当該日の業務開始時において記録されるべき情報(事前処理後の情報)である。
- b. 各口座に係る(X-1日)⇔(X日)、(X日)⇔(X+1日)間の処理明細
 - ・ (X-1日)⇔(X日)間の処理明細は、(X日)の事前処理明細及び当日処理明細であり、(X日)⇔(X+1日)間の処理明細は、(X+1日)の事前処理明細である。

3. 間接口座管理機関における照合

- 間接口座管理機関における照合については、当該間接口座管理機関の直近上位機関が、当該直近上位機関上における当該間接口座管理機関の口座の顧客口に記録された株式数に係る情報のほか、当該間接口座管理機関における照合に必要な情報を提供することによいか。

発行者と振替機関との間の発行総数の照合

■ 発行者から振替機関への振替株式の発行総数に係る情報の通知等

○ 振替機関が備える振替口座簿に記録されている銘柄ごとの振替株式の総数と当該振替株式の発行総数との照合のため、①発行者は、以下のケースに該当する場合には、振替機関に対して、あらかじめ、当該発行総数に係る情報（発行総数に増減が生じることとなるときは、変更後の発行総数に係る情報）を通知し、②振替機関は、振替口座簿に記録する振替株式の総数に増減が生じたときは、その状況を発行者に通知することによいか。

- ・新規取扱開始時（株券喪失登録がされていることにより新規記録通知されなかった株式の総数に係る情報を含む。）
- ・株券喪失登録の抹消による振替株式の新規記録時（新規記録通知されていない株式の総数に係る変更情報）
- ・公募による振替株式の新規発行時
- ・株主割当による振替株式の新規発行時
- ・第三者割当による振替株式の新規発行時
- ・株式無償割当てによる振替株式の新規発行時
- ・取得請求権付株式についての取得の請求による振替株式の新規発行時
- ・取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の取得による振替株式の新規発行時
- ・新株予約権の行使による振替株式の新規発行時
- ・取得条項付新株予約権の取得による振替株式の新規発行時
- ・取得条項付新株予約権付社債の取得による振替株式の新規発行時

- ・株式併合時
- ・株式分割時
- ・合併等の組織再編行為時

- ・自己株式の消却時
- ・取得条項付株式又は全部取得条項付種類株式の全部取得時

…等

2. データセンター分科会における検討状況について

○ 第3回

1. 新制度においてデータセンターが行う名寄せ処理について
2. 統一文字コード案について 【資料2～4】
3. その他

○ 第4回

1. 新制度においてデータセンターが行う名寄せ処理について（前回からの続き）
2. 統一文字コード案について（前回からの続き）

○ 第5回

1. 統一文字コード案について（前回からの続き） 【資料5～8】
2. 振替制度移行後における実質株主管理番号等の通知について 【資料11】
3. その他

○ 第6回

1. 振替機関（データセンター）における名寄せについて 【資料10】
2. 統一文字集合について 【資料1・9】
3. 実質株主管理番号等の発行会社（TA）への通知について 【資料12】

以 上

統一文字コードについて（これまでの整理）

統一文字コードに関して、前回までの分科会において確認された方向性は次のとおり。

振替機関と発行者（TA）・口座管理機関との間の文字情報の授受のために使用する統一文字コードは次のとおりとする。

【文字コード】

- ・ 文字コードは「Unicode」とする。

【文字集合】

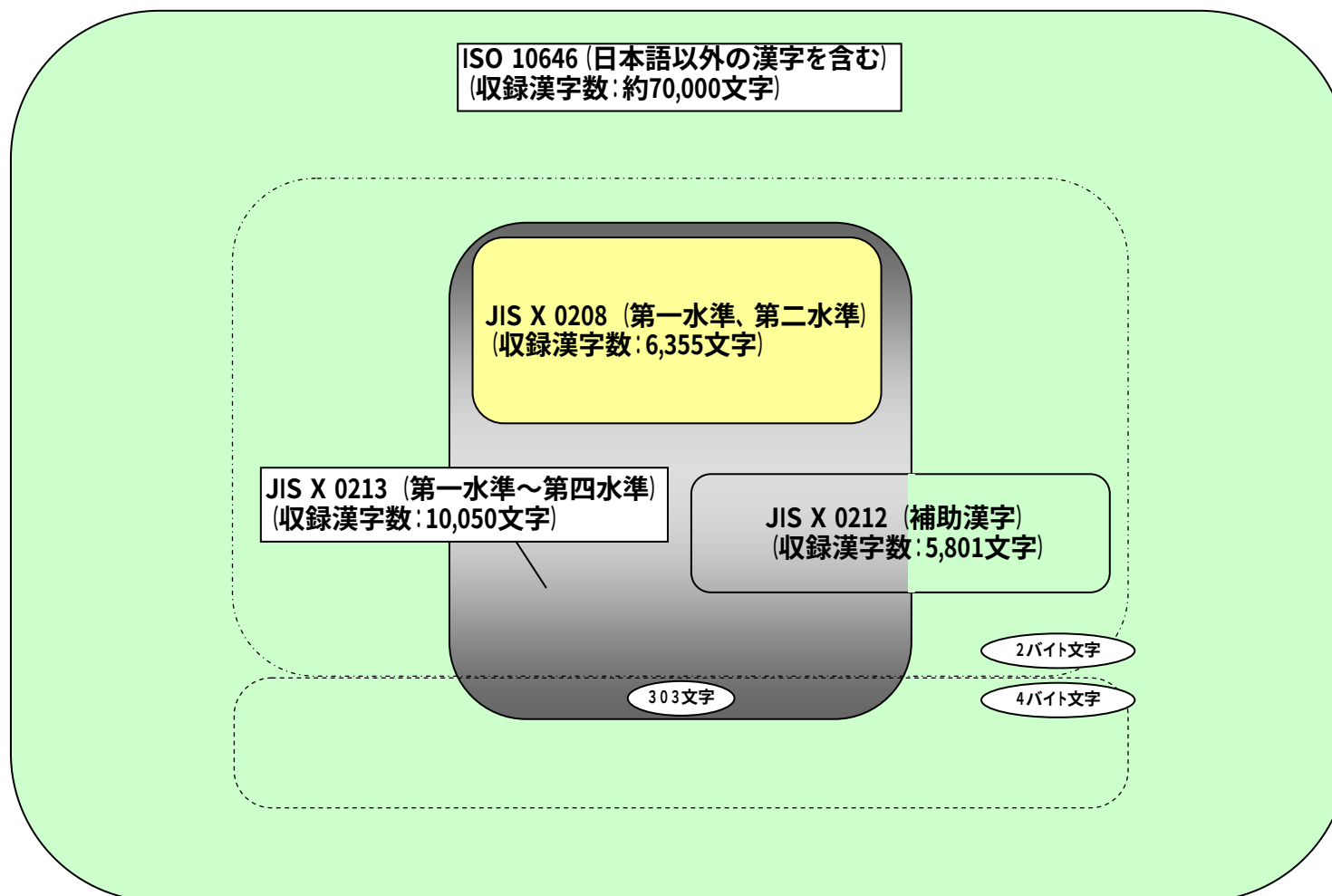
- ・ 文字集合は「JIS X 0213」とする。ただし、経過措置として「JIS X 0213 に該当する文字のうち、JIS X 0208 に該当する文字 + α 」の文字集合とすることとし、制度移行後の早い段階で、JIS X 0213 への移行を目指すこととする（※）。

（※） JIS X 0213 への移行に当たっては今後の技術革新（JIS X 0213 が実装されたハードウェアの普及）等を考慮する。

- ・ 「 α 」部分の文字集合については、加入者及び株主に対する説明性・納得性のあるものとする。
- ・ 振替制度においては、振替機関の定める文字集合に含まれる文字以外の文字は授受しない。

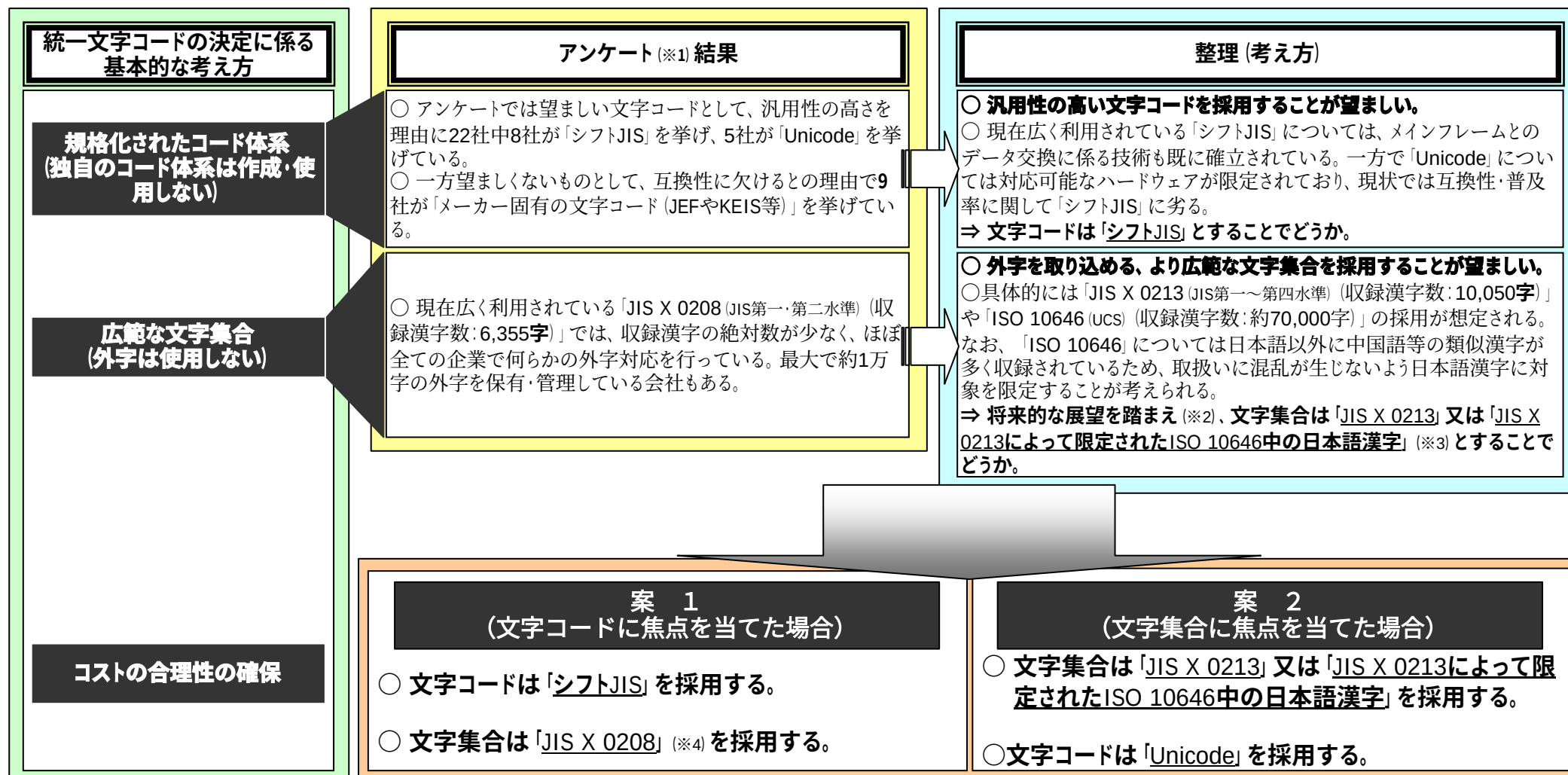
以 上

規格文字集合の関係図



※経済産業省、Unicodeコンソーシアムのホームページをもとに作成

統一文字コード案について



(※1) 第1回データセンター分科会後、同分科会メンバー会社、第二地銀協会、代行機関の計22社に実施したアンケート。

(※2) ○「一般市場で優勢なOSや製品や一部のアプリケーション製品が、JIS X 0213 (JIS第一～第四水準) への対応を予定しており、2005年初頭から2006年ごろまでには、この方式 (Unicode) による製品の普及がかなり進むものと思われる。」(出典:「人名用漢字の文字符号に関する規格検討会報告」財団法人日本規格協会／平成16年12月20日)

○「人名用漢字の改正は最新のJIS漢字コード表 (JIS第一～第四水準) の普及の契機となることが期待されます。」(出典:「人名用漢字に対するJIS漢字コード表の対応状況の公表について」経済産業省／平成16年12月21日)

(※3) 「ISO 10646 (UCS)」には2つの規格があり、実装済みのUCS-2では「JIS X 0213 (JIS第一～第四水準)」のうち303文字が包含されない。一方のUCS-4では完全に包含される。

(※4) 「JIS X 0213 (JIS第一～第四水準)」には参考として、Shift_JIS_2004 (シフトJIS)、EUC-JIS-2004 (EUC) などの符号化方式が掲げられている。しかし、実際に普及しつつあるのは、JIS X 0213文字集合をUCSに規定された符号化方式 (Unicode) によって (機器へ) 実装する方法である。」(出典:「人名用漢字の文字符号に関する規格検討会報告」財団法人日本規格協会／平成16年12月20日)

統一文字コード案の比較

	統一文字コード		メリット	デメリット
	文字集合	文字コード		
案 1	JIS X 0208 (JIS 第一・第二水準) [漢字数: 6,355 字]	シフト JIS	○ 現在製品化されているメインフレーム・分散系システムについては、JIS X 0208 にほぼ対応している。 ○ メインフレームについては、メーカー固有の文字コード (JEF、KEIS 等) からシフト JIS への変換といった漢字の取扱いのための対応が必要となるが、案2よりも低負荷になることが想定される。分散系システムについては、漢字の取り扱いのための対応がほとんど発生しないことが想定される。	○ 案2に比べて収録文字数が少ない。 ○ 最大で約1万字の外字について、統一文字集合内への置換作業や顧客への対応が案2よりも高負荷になる可能性がある。(置換作業は制度移行時にも、移行後にも発生する。)
案 2	JIS X 0213(JIS 第一～第四水準)又は JIS X 0213 によって限定された ISO 10646 中の日本語漢字 [漢字数: 10,050 字]	Unicode	○ 案1に比べて収録文字数が多い。 ○ 特に人名用漢字(※) (983 文字) をすべて包含しているので、外字の置換作業や顧客への対応が案1よりも低負荷になる可能性がある。 ○ Windows 等の主な分散系システムの OS は Unicode を標準実装しており、主なパッケージソフトやデータベースソフトは Unicode に対応しつつある。	○ 近い将来に多くのハードウェアに実装されることが考えられるが、現段階では JIS X 0213・Unicode に対応可能なハードウェアは限定されている。 ○ メインフレーム・分散系システムともに、機器の増設やリプレイス等の対応も必要となる場合があり、漢字の取扱いのための対応が案1よりも高負荷になる可能性がある。

(※) 戸籍法施行規則(昭和 22 年司法省令第 94 号)第 60 条に基づき、昭和 26 年 5 月 25 日に内閣告示・訓令として 92 文字の漢字を制定した人名用漢字表のこと。

平成 16 年 9 月 27 日に人名用漢字表が改正され、「人名用漢字表」は「漢字の表」と呼称が改められたが、分かりやすさの観点から「人名用漢字」とした。

統一文字集合及び統一文字コードについて（案）

1. 第4回までの分科会における主な意見

（1） 加入者及び株主に対する説明性の確保が必要

- 統一文字集合は、統一文字集合外の漢字氏名を有する加入者の理解が容易に得られるよう、客観的に説明性（納得性）の高いものであることが必要。
- 株券電子化の実現の時期を踏まえた検討が必要（現時点でのシステム環境を基準としてしまうと、将来説明がつかなくなるおそれがあることに留意）。
- 統一文字集合を JIS X 0208（JIS 第 2 水準までの漢字を含む文字集合）とした場合、現在、口座管理機関及び名義書換代理人の双方で管理している外字がすべて表記できないこととなるため、加入者及び株主に対するサービスレベルが著しく低下する懸念。

（2） 技術的な実現性、コスト負担の合理性の確保

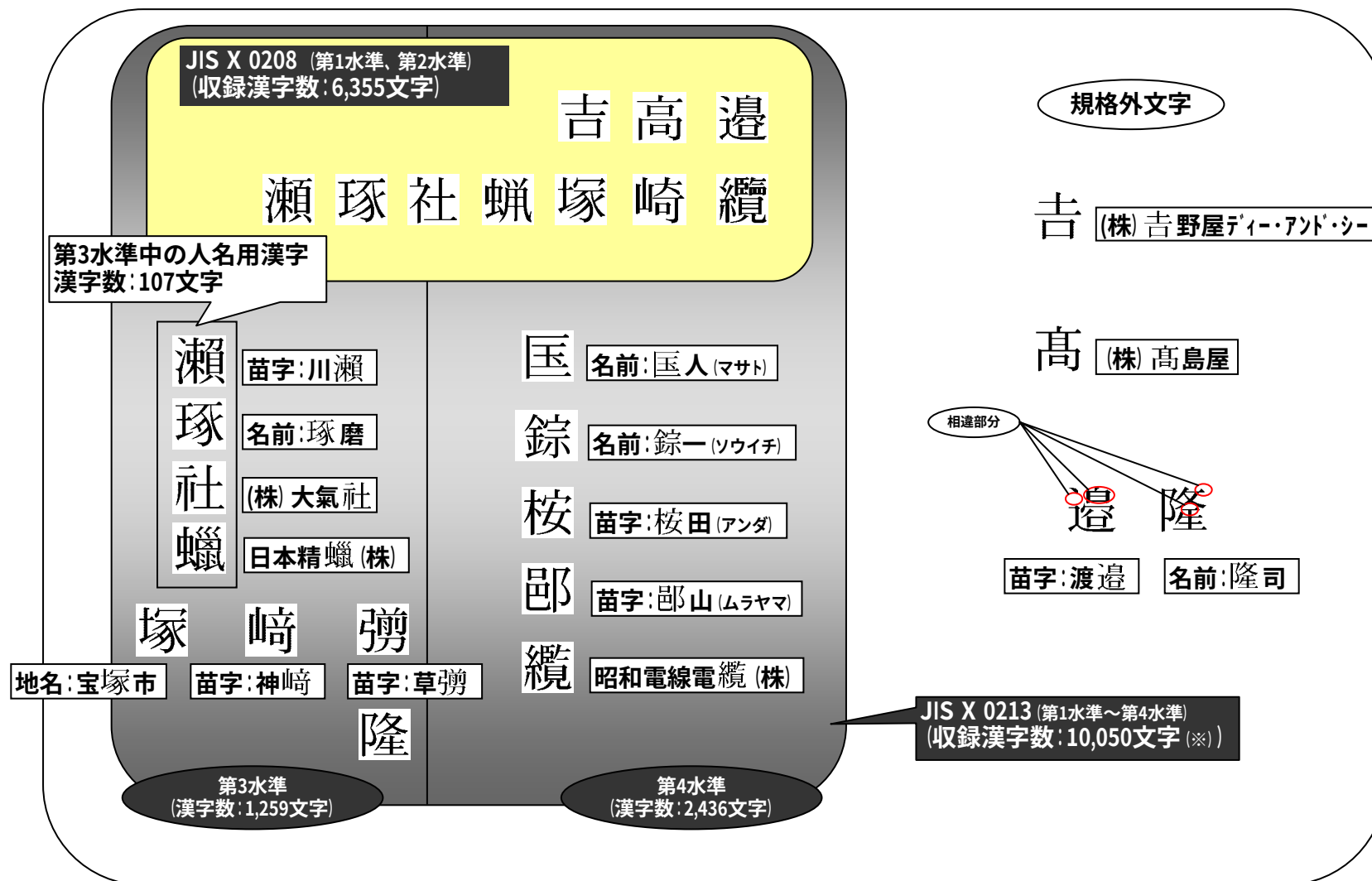
- 現時点では、JIS X 0213（JIS 第 4 水準までの漢字を含む文字集合）を実装しているハードウェアがほとんどないことに加えて、メインフレームについては、将来の実装に向けた具体的なスケジュールが明らかでないなど、技術的な実現可能性に懸念。
- JIS X 0213 は、人名等に利用されない多数の文字を含んでおり、口座管理機関及び名義書換代理人の双方でハードの交換などの追加負担が不合理なものとなる懸念。

2. 議論の方向性を定めるための検討項目

- (1) 「JIS X 0208」を支持する意見の太宗は、実質的に「JIS X0208+ α 」案を支持するものと考えられ、現在の実務の水準を大幅に下回ってしまうことを踏まえると、「JIS X 0208」とする案は現実には採用困難と考えられるがどうか。
- (2) 「JIS X 0213」を支持しないとする意見は、技術的な実現可能性やコスト負担を問題とするものであることを踏まえると、今後の技術革新（JIS X 0213 が実装されたハードウェアの普及）を睨んで、制度移行後の早い段階で統一文字集合を「JIS X 0213」に拡張することを前提に、過渡期については、現状の実務の水準を前提とする「JIS X 0208+ α 」案を統一文字集合とすることが想定されるがどうか。仮に、そのような対応とする場合に、「+ α 」部分を、合理的、かつ、株券電子化後を睨んで加入者及び株主に説明可能な形で定める方法としてどのようなものが想定されるか。
- (3) 現行の実務では、株主から届出のあった漢字氏名以外に代替的な通知方法が存在しないため、届出の漢字氏名を忠実に反映する観点から、名義書換代理人において大量の外字の管理を余儀なくされているが、株券電子化後においては、加入者からカナ氏名の届出を受け、漢字氏名が届出のとおり表記できない場合には、届出のカナ氏名によって通知することで実務上のリスクは回避できるのではないか。
- (4) 仮に過渡期の対応として、「JIS X 0208+ α 」案を統一文字集合として採用する場合であっても、将来の拡張性を念頭に置いた場合、文字コードについては、Unicode としておくことが適当と考えられるがどうか。

以 上

規格文字集合内外の漢字の使用例



(※) 図中の字体は、法務省が定める「戸籍統一文字情報」の字体を使用している。

人名用漢字一覧（第3水準）

侮	俠	俱	僧	勉	勤	卑	卽	吞	嘆	器	填	層	巢	欄
廊	碑	徵	悔	憎	懲	揭	摑	擊	敏	晚	暑	曆	琢	梅
步	歷	每	海	涉	淚	渚	渴	溫	漢	突	焰	煮	狀	節
社	祈	祉	祐	祖	祝	視	禍	禎	禱	瘦	穀	簞	緣	練
繁	繫	繡	署	者	臭	萊	著	虛	蟬	蠟	虜	謁	謹	賓
贈	逸	醬	錄	鍊	難	響	類	鷗	黃	蔣	頰	顛	黑	增
墨	寬	橫	朗	德	瀨	神	祥	綠	緒	郎	都	猪	賴	福
薰	諸													

107文字

(※1) 人名用漢字とは、戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）第60条に基づき、昭和26年5月25日に内閣告示・訓令として92文字の漢字を制定した人名用漢字表のこと。平成16年9月27日に人名用漢字表が改正され、「人名用漢字表」は「漢字の表」と呼称が改められたが、分かりやすさの観点から「人名用漢字」とした。

人名用漢字は第1水準に685文字、第2水準に191文字、第3水準に107文字が収録され、合計983文字が制定されている。

(※2) 表中の字体は、法務省が定める「戸籍統一文字情報」の字体を使用している。

漢字の第 3・第 4 水準への振分け方針

「JIS X 0213:2000 7 ビット及び 8 ビットの 2 バイト情報交換用符号化拡張漢字集合 解説（財団法人日本規格協会 発行）」より抜粋

漢字の第 3・第 4 水準への振分け 漢字の、第 3 水準・第 4 水準への振分けは、次の方針で行った。

- a) 用例付き典拠（ソース）（※1）が一定の数（3）以上確認できる文字は、第 3 水準に置く。
- b) JIS X 0208 の第二次規格によって字体が大きく変更された 29 区点位置の B 字体（いわゆる 78JIS 字体）（※2）は、第 3 水準に置く。
- c) 人名用漢字許容字体・常用漢字表康熙字典体別掲字は、第 3 水準に置く。
- d) 他の字は、第 4 水準に置く。
- e) 以上の結果に対して、委員会で多少の修正を行う。主として、熟語として使われることが多い字の対及び字体が類似していて区別に注意を要する字の対が、第 3・第 4 水準に別々に分離されることなどを避ける措置を行った。

（※1）財団法人日本規格協会の符号化文字集合調査研究委員会は、JIS X 0213 を規定するにあたって漢字の収集を行っており、典拠を 5 個のグループ（NTT 電話帳等の「特定最優先ソース」等）に分けている。「用例付きソース」は 30 個の典拠（「国書総目録」、「国立国会図書館書誌」、「朝日新聞社用例」、「新潮文庫」の 100 冊・新潮文庫明治の文豪・新潮文庫大正の文豪」等）から構成されている。

（※2）例：「鷗」（JIS X 0208 の第二次規格後は「鷗」）

以 上

文字集合の実装に関する留意点

口座管理機関及び発行者（TA）が、文字集合「JIS X 0213 に該当する文字のうち、JIS X 0208 に該当する文字 + α」を実装するにあたり、対応方法は大きく 2 つのケースが想定できるが、この場合の留意点は次のとおり。

ケース	対応方法（イメージ）	留意点
「JIS X 0213」（JIS 第 1～第 4 水準）をベースとするシステムに実装する場合	「JIS X 0213 に該当する文字のうち、JIS X 0208 に該当する文字 + α」と同一の文字集合となるように、文字の使用抑止を行うことが想定される。	○ 経過期間後、「JIS X 0213」を新振替制度の文字集合として採用した場合、使用抑止を行っていた文字の抑止解除を行う。
「JIS X 0208」（JIS 第 1・第 2 水準）をベースとするシステムに実装する場合	「JIS X 0213 に含まれる文字のうち、JIS X 0208 に該当する文字 + α」と同一の文字集合となるように、「α」部分については、「メーカー固有の拡張文字」及び「ユーザー登録文字」のいわゆる外字（登録）にて対応することが想定される。	○ 「JIS X 0208」には改正年度の違い（いわゆる新 JIS と旧 JIS）により、字体が異なる文字が存在する（※1）。また、「JIS X 0213」の改正に際しては、「JIS X 0208」内の文字についても、字体が変更されている（※2）。これらの文字については、「JIS X 0213」の字体を使用する必要がある（※3）。 ○ 経過期間後、「JIS X 0213」を振替制度の文字集合として採用した場合、さらに外字の登録を行い、「α」部分を「JIS X 0213」までと同一の文字集合とする対応が想定される。

（※1）1983 年に行われた「JIS X 0208」の改正によって 29 文字の字体が変更された。例えば「鷗」は旧 JIS、「鷗」は新 JIS の字体となる。

（※2）2004 年に行われた「JIS X 0213」の改正によって 168 文字の字体が変更された。例えば「葛」は「JIS X 0208」内の文字であるが、「葛」に字体が変更された。

（※3）今後の「JIS X 0213」の改正時における振替制度の対応については適宜検討する。

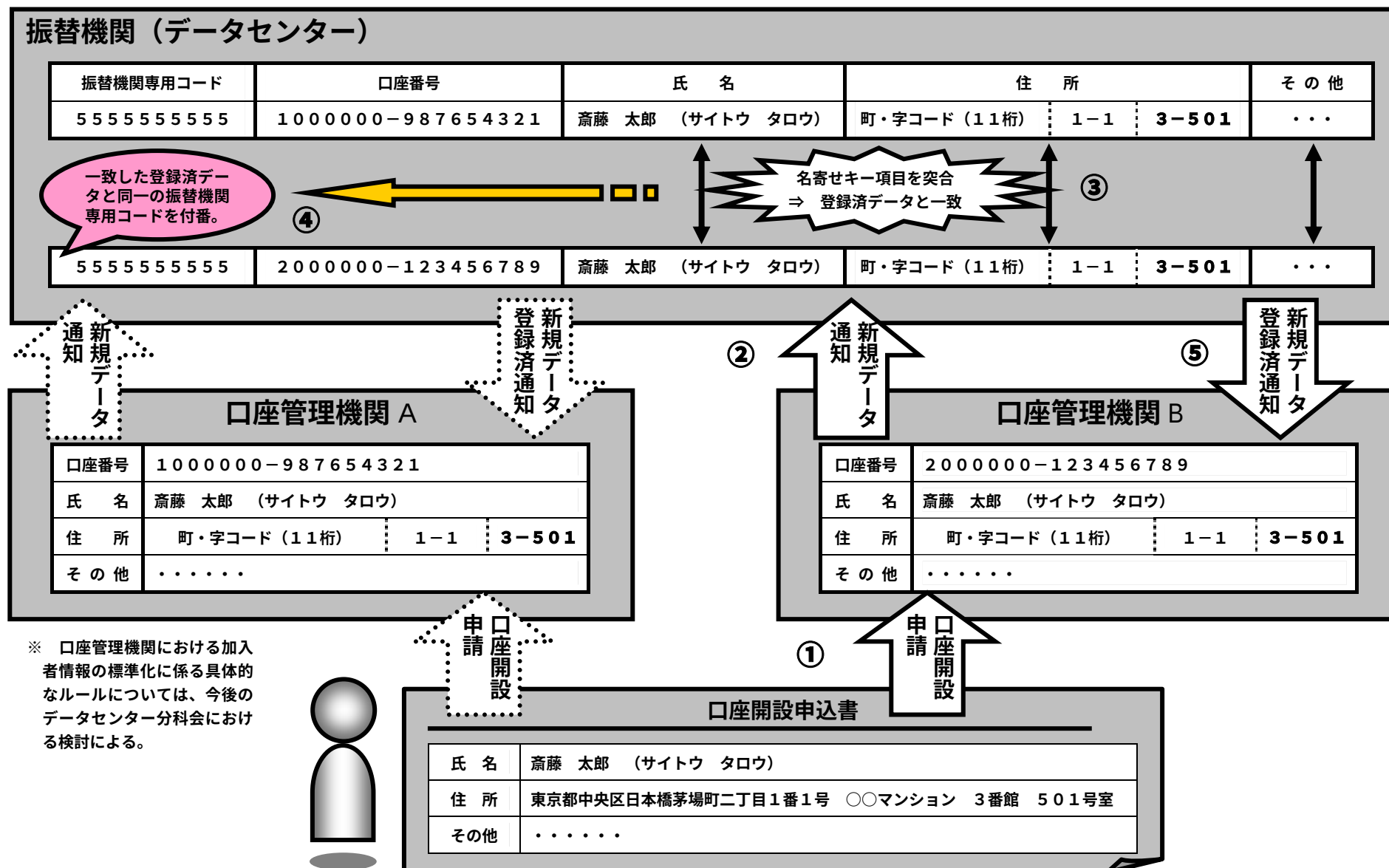
以 上

振替機関（データセンター）における名寄せについて

項 目	内 容	備 考
1. 振替機関が行う名寄せ ⇒ 振替機関の行う名寄せの基本スキームについては、別紙1を参照。	○ 振替機関は、振替機関及び下位機関の備える振替口座簿中の記録に基づいて、株主ごとの名寄せを行ったうえで、発行者に総株主通知を行う。【新振替法 151 条 1 項】 ○ 振替機関は、口座管理機関から通知された加入者の氏名又は名称及び住所等の情報（以下「加入者情報」という。）に基づき、一元的に（銘柄横断的に）加入者の名寄せを行う。振替機関における名寄せを適切に実施するため、加入者情報の「標準化」を図る。	▽ 名寄せに利用する加入者情報の具体的な項目は、法令の定める振替口座簿記録事項等を踏まえ、振替機関における適切かつ効率的な名寄せを実現する観点から、なお検討する。
2. 名寄せの精度の確保 (1) 口座管理機関における情報の標準化 ⇒ 表記の揺れが懸念される住所情報の標準化については、別紙2を参照。	○ 口座管理機関は、振替機関に対する加入者情報の通知に際して、振替機関の定めるルールに基づき、適切に加入者情報の標準化を行う。 ○ 振替機関は、名寄せ処理後、必要と認めるとき（総株主通知後に発行者から名寄せ結果に係る照会を受けたときを含む。）は、通知された加入者情報の内容及び標準化の適否について、口座管理機関に確認を行う。	▽ 振替機関の定める加入者情報の標準化ルール等の具体的な内容については、口座管理機関のコスト負担等を踏まえ、振替機関における適切かつ効率的な名寄せを実現する観点から、なお検討する。
(2) 制度移行前における名寄せ実績の承継 ⇒ 移行時の取扱いスキームについては、別紙3を参照。	○ 発行者は、現行制度下における株主名簿に記録された株主及び実質株主名簿に記録された実質株主の名寄せ実績並びに株主名簿と実質株主名簿の間の名寄せ実績を、振替制度への移行時に振替機関に提供する。 ○ 振替機関は、発行者から提供された名寄せ実績に基づき、制度移行時において、名寄せの水準を維持する。	▽ 名寄せ実績の具体的な提供の方法については、関係者の事務及びコスト負担に配慮しつつ、なお検討する。

以 上

名寄せ処理の基本スキーム（同一の者が2つ目の口座を新規に開設した場合）



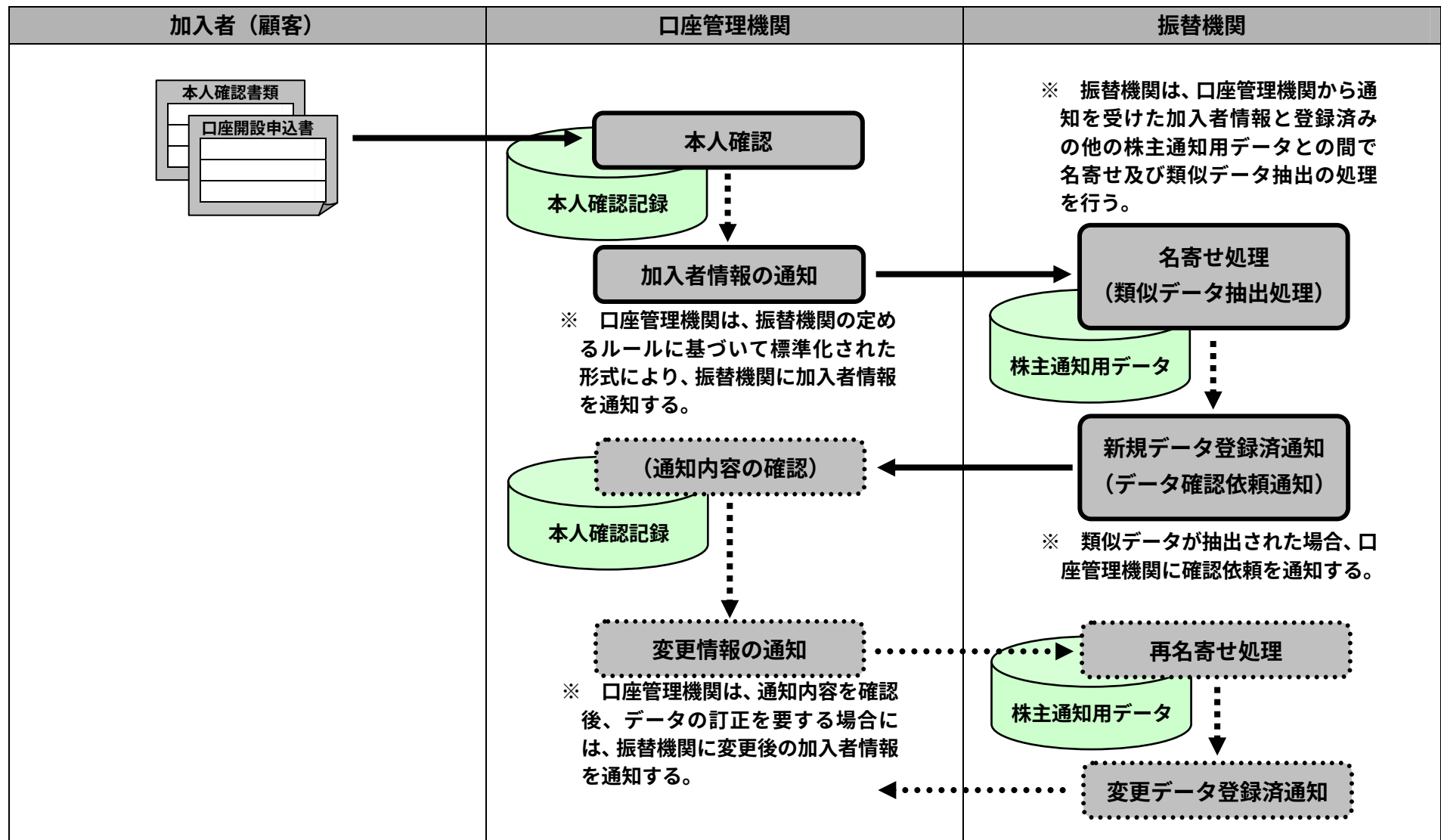
住所情報の標準化の精度向上に向けた対応イメージ

項 目	内 容	備 考
1. 顧客管理データベース中の住所情報の整備	○ 口座管理機関は、加入者（顧客）からの届出住所の表記を、本人確認書類上の住居の表記を利用して補正するなど、ルールに基づいた住所情報の標準化が適切に行われるよう、データの正規化に努める。 ※ 例えば、顧客からの届出住所において、マンション等の部屋番号の記載が欠落している場合など。 ※ 顧客からの住所の届出形式の標準化（口座開設申込書、HP の申込画面等のフォーマットの変更）や、フロント部門の顧客管理システムのデータ保有形式の変更などについては、各社が必要性に応じて任意に判断する。	▽ 口座管理機関の顧客管理データベース内の住所情報が整備されることにより、アプリケーションによる標準化の精度が向上し、後述する振替機関から口座管理機関への確認依頼に係るオペレーションの軽減が期待できる。
2. アプリケーションによる標準化の精度向上	○ 口座管理機関は、顧客管理データベースにおけるデータ形式から標準化された形式への変換アプリケーションの精度の向上に努める。 ○ 振替機関は、標準化の瑕疵の実績に基づき、口座管理機関に対して、標準化の精度向上に資する情報の提供を行う。	▽ 住所の標準化を人手により実施する場合には、データの入力ミス等の防止のための適切な事務体制の構築に努める。 ▽ 標準化の瑕疵が生じやすいマンション名の事例などの紹介を通じて、アプリケーションの精度向上を促進する。
3. 類似データの抽出及び発行者からの依頼に基づく住所情報の確認	○ 振替機関は、名寄せ処理において、氏名及び住所の大部分が一致するものの、別人と判定された者（類似データ）を抽出し、類似データとなった加入者情報（及び類似データとなった登録済みの株主通知用データ）を振替機関に通知した口座管理機関に、住所情報の標準化状況の確認を依頼する。 ○ 発行者は、株主からの名寄せ結果（泣き別れ）に関する照会を受けた	▽ 住所情報の確認は、振替機関における名寄せの処理の結果、氏名が一致し、住所が類似していると判定されたケースのみとなるため、確認依頼の頻度はそれほど高くないと推測される。 ▽ A 及び B の 2 つの口座管理機関から通知

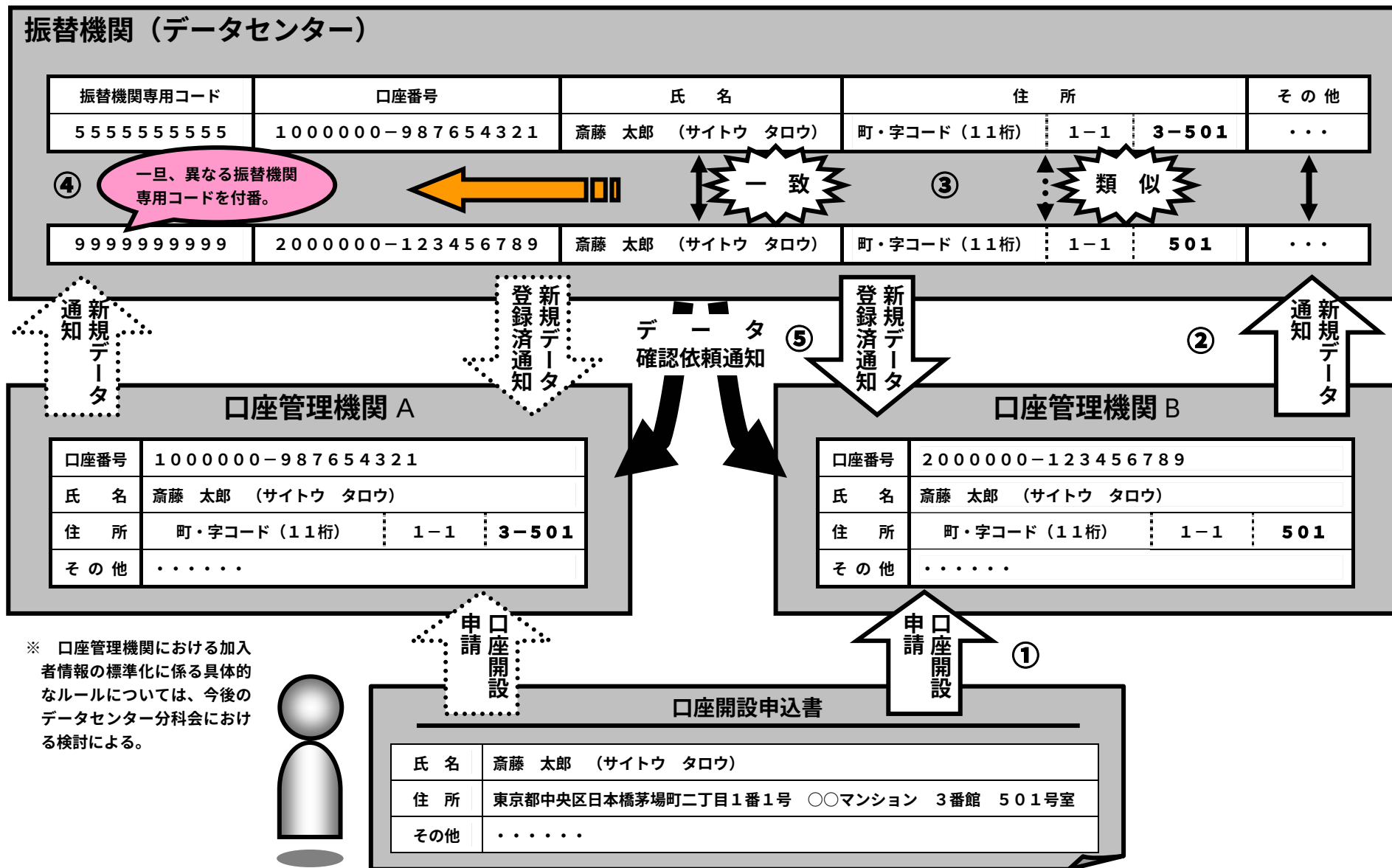
項 目	内 容	備 考
4. 移行前データの取扱い	場合等にあつては、振替機関に対して当該名寄せ結果の確認を依頼することができる。この場合において、振替機関は、当該名寄せ結果が口座管理機関における標準化の瑕疵に起因している可能性があると認められるときは、発行者の指定する株主に係る加入者情報を通知した口座管理機関（発行者の指定する株主について、加入者情報が名寄せされている場合には、最近に通知された加入者情報に係る口座管理機関）に、住所情報の標準化状況の確認を依頼する。 ※ 類似データとは、標準化された住所情報のうち、振替機関の定めるレベル（例えば、地番（街区符号・住居表示番号））までが一致し、それ以降が不一致となっている場合をいう。 ○ 口座管理機関及び発行者は、制度移行前の顧客及び株主名簿の株主の住所についても、標準化された形式で振替機関に通知するものとする。 ○ 振替機関は、通知された制度移行前データのうち、発行者から名寄せ実績を承継したものについては、標準化された住所情報が不一致であっても、名寄せを行う（この場合、名寄せされた制度移行前データの住所のうち、最新のものを制度移行後において利用する。）。 ○ 振替機関は、通知された制度移行前データ間（名寄せ実績の承継の対象となったデータ間を除く。）の名寄せの処理の結果、類似データが抽出された場合は、当該データを通知した口座管理機関に確認を依頼する。	された加入者情報が振替機関において名寄せされており、新たに口座管理機関 C から通知された加入者情報が類似データと判定された場合には、A 又は B のうち、最近に加入者情報を通知した口座管理機関と、口座管理機関 C に対して標準化の確認を行う。 ▽ 結果的に、制度移行後において、標準化に瑕疵のある住所が存在することとなるが、標準化された住所が更新された場合、及び類似データの発生に伴う確認がされた場合に、瑕疵が治癒される。

以 上

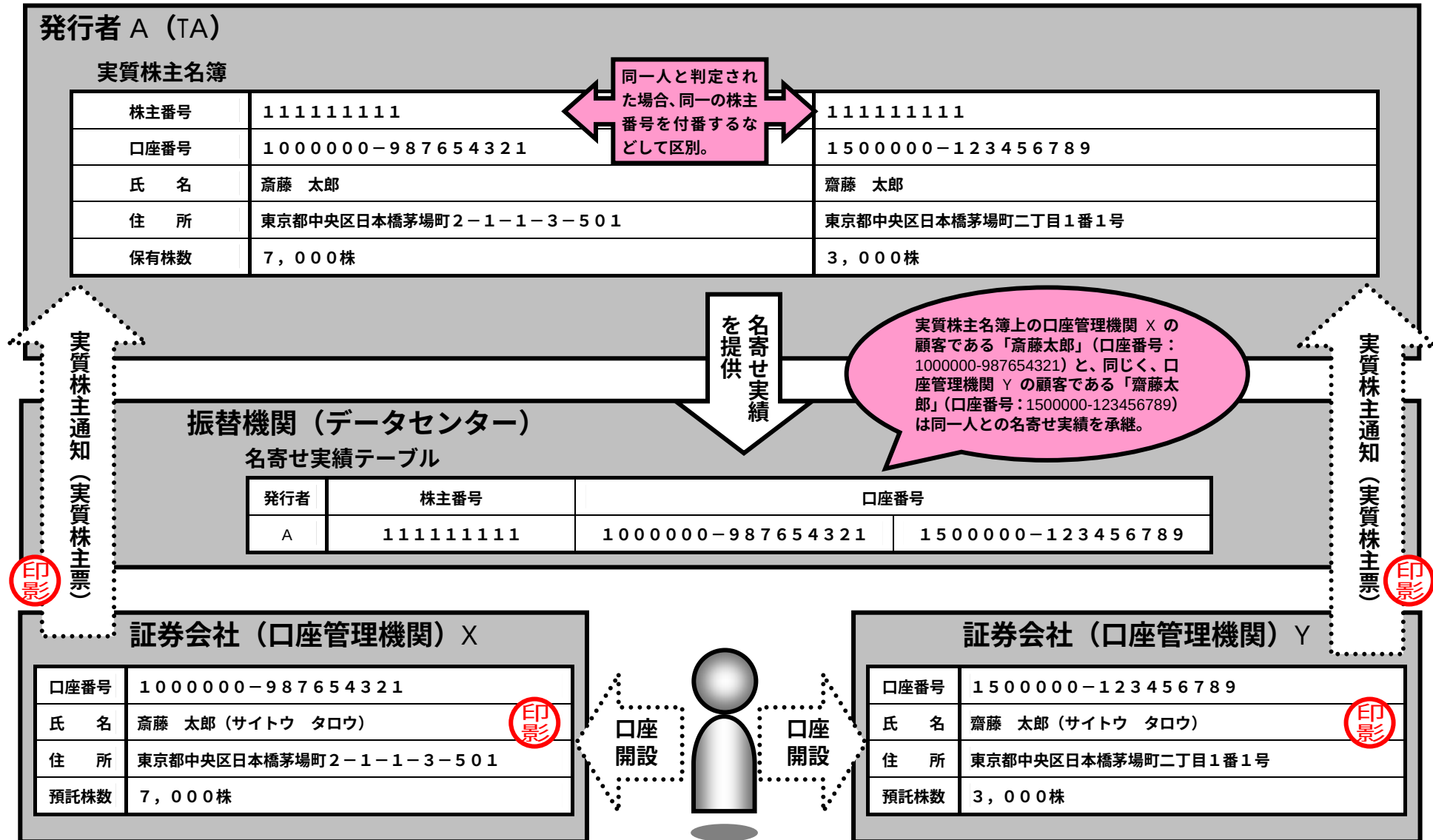
情報の標準化に関する事務処理の概要



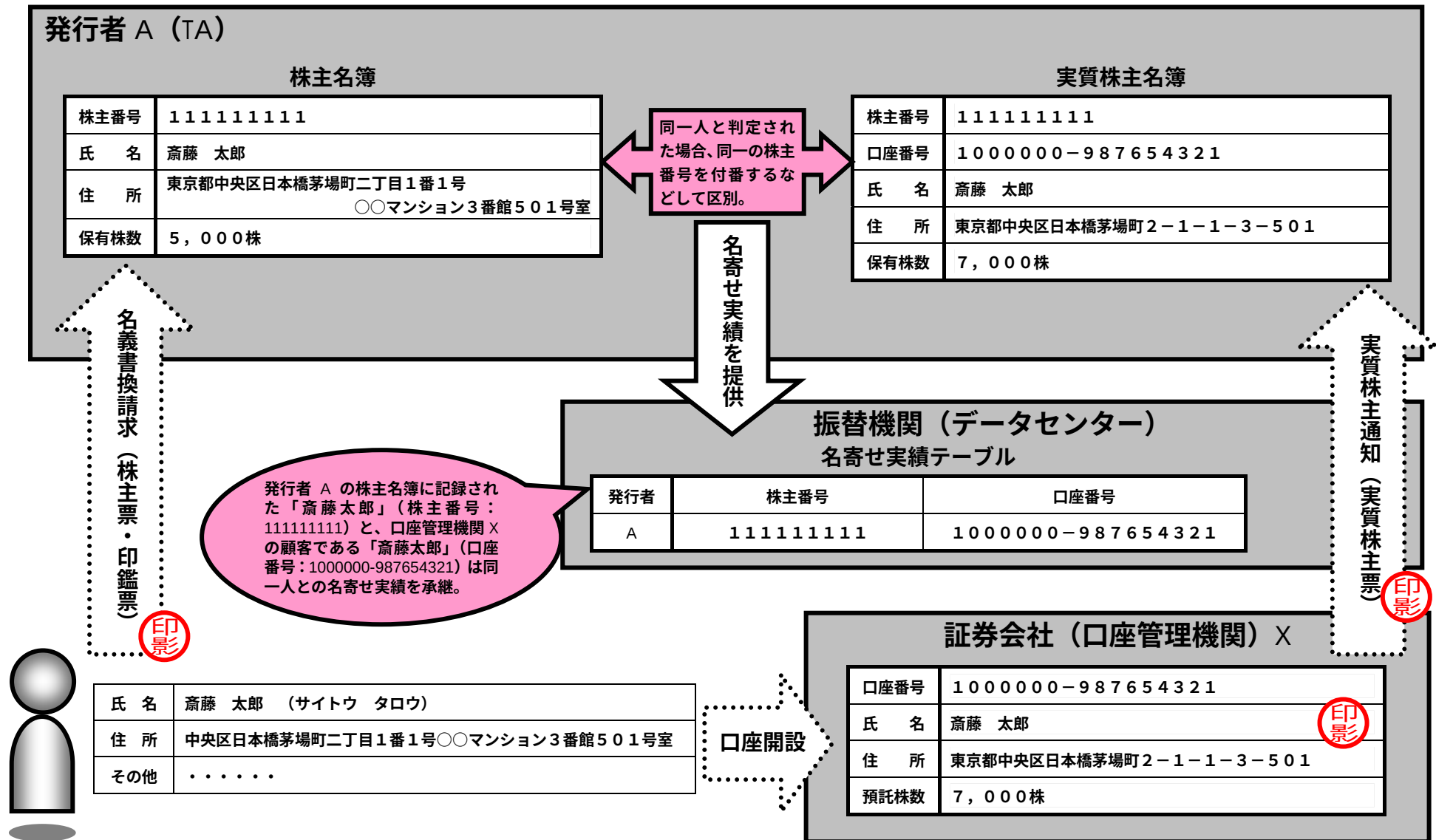
情報の標準化の精度向上に向けた事務処理イメージ



移行時の取扱いスキーム(1) … 発行者による移行前の名寄せ実績の提供 ①

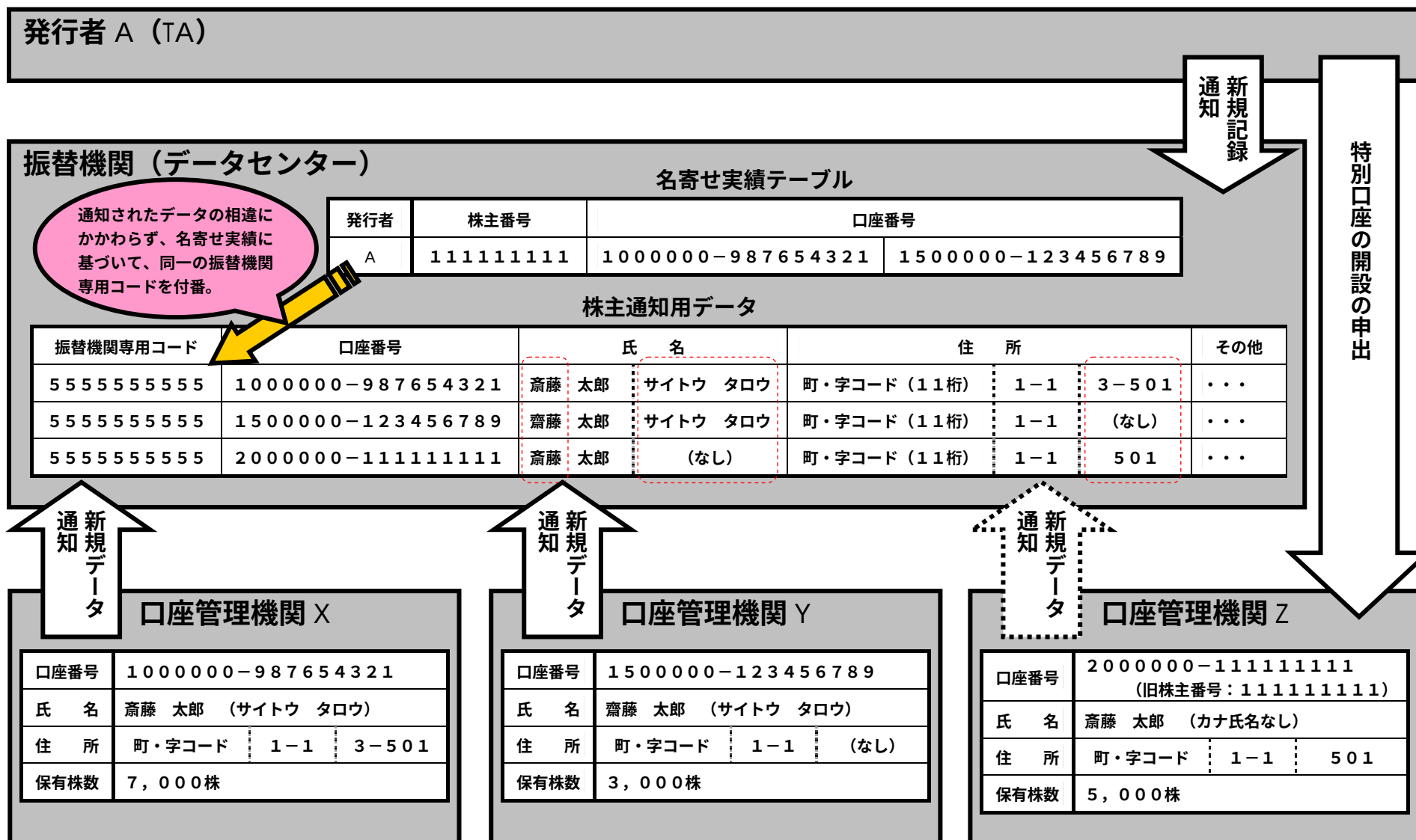


移行時の取扱いスキーム(1) … 発行者による移行前の名寄せ実績の提供 ②



※ 作図の便宜上、口座管理機関 Y については記載を省略している。

移行時の取扱いスキーム（２） …… 移行前の名寄せ実績に基づいた加入者情報の名寄せ



※ 口座管理機関における加入者情報の標準化に係る具体的なルールについては、今後のデータセンター分科会における検討による。

振替制度移行後における実質株主管理番号等の通知について

1. 現行の実務

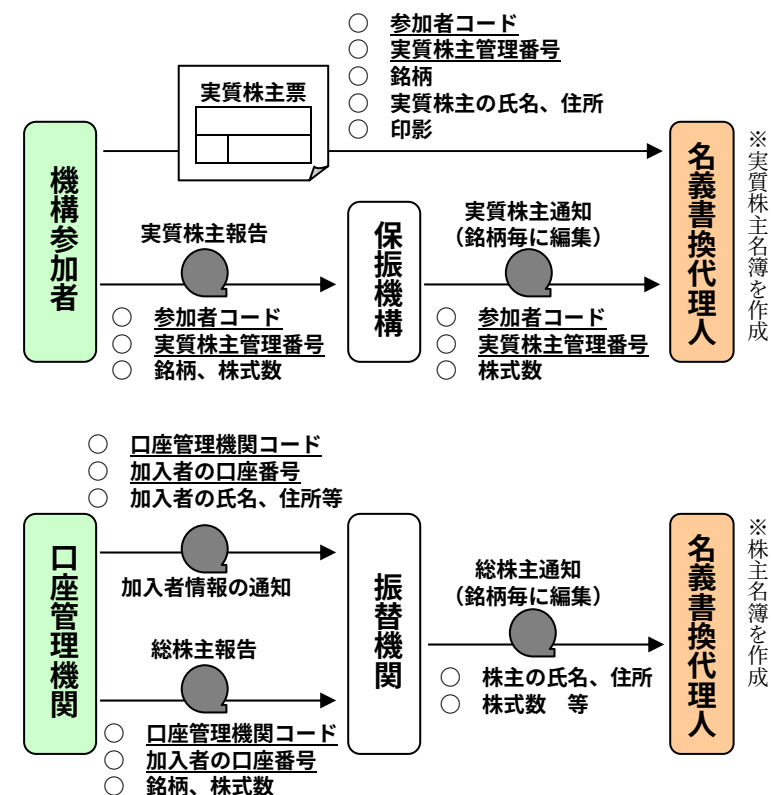
- 機構参加者は、参加者コード（5桁＋2桁）及び実質株主管理番号等を、実質株主票の記載事項として、期末到来前に名義書換代理人に通知。
- 名義書換代理人は、実質株主の氏名及び住所を、参加者コード及び実質株主管理番号をキーとして管理し、基準日後に保振から通知される実質株主通知の株式数データと突合して、実質株主名簿を作成。

2. 振替制度移行後の実務（案）

- 直接口座管理機関は、口座管理機関コード（5桁＋2桁）及び加入者の口座番号を含む加入者情報を、遅滞なく振替機関に通知。
- 名義書換代理人は、振替機関から通知される総株主通知（名寄せ後の株主の氏名及び住所を特定する情報である株主照会コードを含む。）により、基準日後に株主名簿を作成。

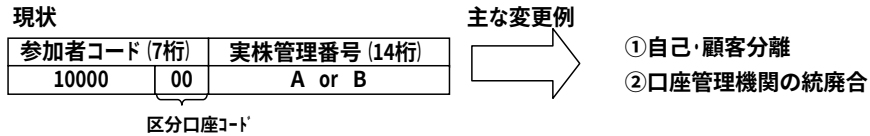
3. 政省令会合における検討の内容

- 名義書換代理人は、代行業務に係るシステムを参加者コード及び実質株主管理番号をメインキーとして構築しており、上記2で想定する新制度への移行に伴い、名義書換代理人に多額の追加開発コスト（101億円から186億円）が発生するとの試算（⇒コストの削減が必要。）。
- 新制度への移行後においても、参加者コード及び実質株主管理番号が名義書換代理人に提供されれば、名義書換代理人の追加開発コストは相当程度軽減される見込み
（注）（⇒参加者コード及び実質株主管理番号に代わる普遍的なコード番号を提供するなどの代替的な対応の可否を検討。）。

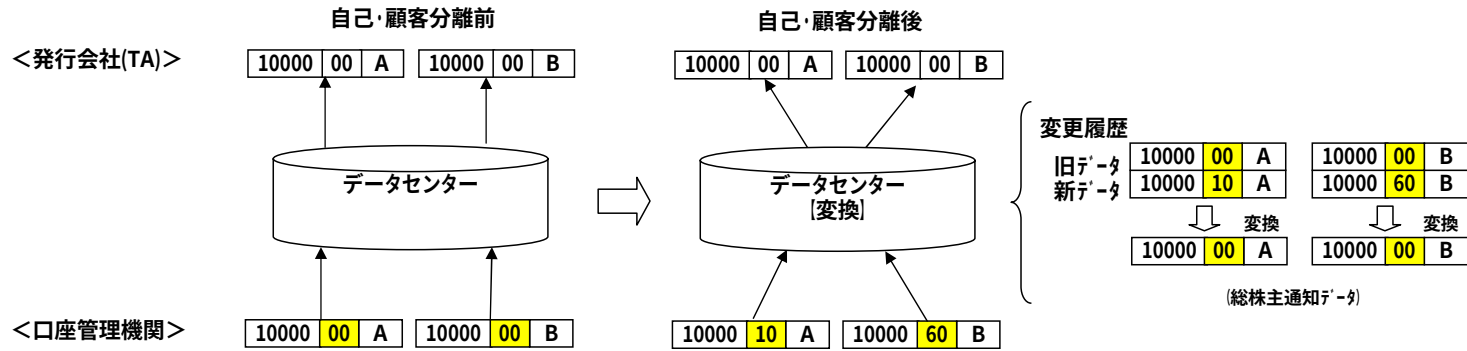


（注） 名義書換代理人に参加者コード及び実質株主管理番号を提供した場合、これらの変更の都度、名義書換代理人にメンテナンスの事務コストが発生。

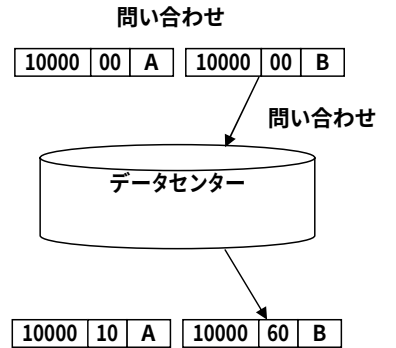
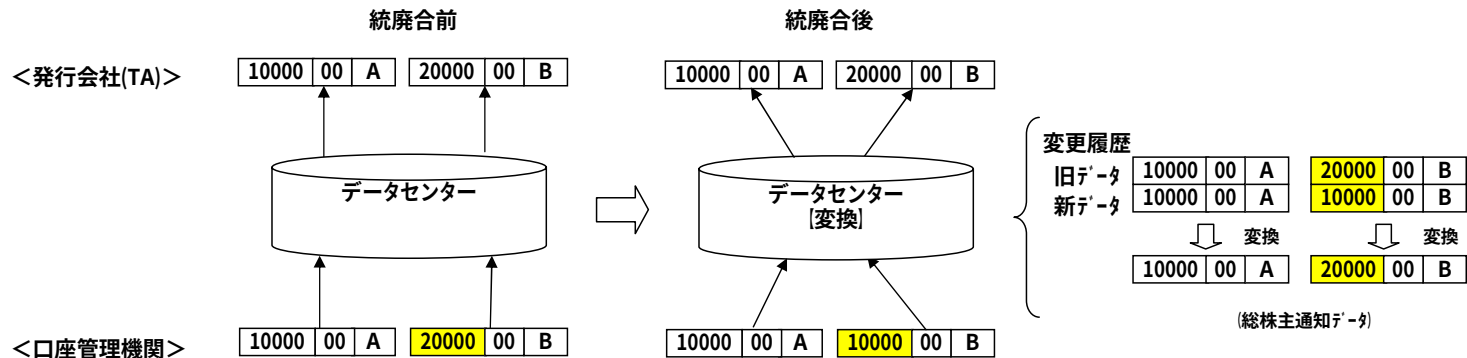
以上



①のケース: 自己・顧客分離



②のケース: 口座管理機関の統廃合



新しい体系 (案)

形態	参加者コード	実株管理番号	備考
現状踏襲型	20000	00	A or B
匿名性配慮型	00000 or 99999	00	A or B
新体系型	XXXXX	XX	XXXXXXXXXX

新振替法上の担保の取り扱いに関し、匿名性の確保の要請＝金融機関コードを一律付与している体系では匿名性確保の課題がクリアされない懸念がある。(参加者コードについては固定的No.へ変更した方が良いのではないかと)

３．振替新株予約権付社債分科会における検討状況について

○ 第２回

1. 新規記録（発行時）の処理について
2. 元金支払いの処理について
3. 新株予約権行使の処理について
4. 新株予約権付社債の期中償還の状況について

○ 第３回

1. 新株予約権行使請求に係る事務フローについて
2. 期中償還の処理について
 - プットオプション（期中償還請求権）の処理
 - 買入消却の処理
3. 取扱い廃止基準及び廃止時における新株予約権付社債の交付手続きについて
4. 合併等組織再編の手続きについて
5. 転換社債型新株予約権付社債以外の商品についての振替制度の検討

新規記録（発行時）の処理について

1. 銘柄情報の通知

- 振替新株予約権付社債の発行決議を行った会社は、発行代理人を通じて、払込日より前の所定の日までに（発行条件の決定後速やかに）、機構に対して振替新株予約権付社債の銘柄に関する情報を通知する。

【銘柄情報】

- ・ 銘柄（発行会社の商号、社債の種類、回号）
- ・ 新株予約権の総数
- ・ 新株予約権付社債の総額
- ・ 新株予約権の行使請求期間
- ・ その他主務省令で定める事項
- ・ 払込期日
- ・ 各社債の金額
- ・ 利率及び利払日
- ・ 償還期日、償還価額
- ・ 転換価額
- ・ 行使請求受付場所
- ・ 代表社債管理会社（又は財務代理人）の商号
- ・ 発行代理人、支払代理人、資金決済会社の商号
- ・ 募集の方法
- ・ その他機構が定める事項

法定事項
振替法 195 条、225 条

- ※ 銘柄情報の通知は、振替システムを通じて、端末入力又は C P U 接続による情報送信等、機構の定める方法により行う。
- ※ 通知の時限等については、発行に係る実務対応を踏まえ今後検討する。

2. 銘柄情報の公示

- 機構は、振替制度において取り扱う振替新株予約権付社債の銘柄に関する情報について、法定の公示を行う。

3. 新規記録の通知

- 発行代理人は、払込日より前の所定の日までに、機構に対し発行予定の振替新株予約権付社債に係る新規記録通知を行う。
 - 新規記録通知時に、機構における口座簿の増額についてDVP決済を行うかどうかを選択できることとする。
 - DVP決済を行う場合の新規記録通知 … 機構の提供する決済照合システムを介して、引受会社（機構加入者）が新規記録情報を送信し、発行代理人が当該情報を承認のうえ機構に通知することにより新規記録通知を行う。
 - DVP決済を行わない場合の新規記録通知 … 発行代理人が機構に対して所定の方法で直接新規記録通知を行う。（決済照合システムのみを利用することも可能とする。）
- ※ 新規記録データの授受は、振替システムを通じて、端末入力又はCPU接続による情報送信等、機構の定める方法により行う。

【DVP決済を行う場合の新規記録通知】

- ① 払込日より前の所定の日までに、引受会社（機構加入者）は自らの引受分について新規記録情報を機構へ送信する。
 - 新規記録情報 … 銘柄、払込を行う機構加入者の氏名・名称（会社コード）、新規記録先の口座、金額等
- ② 機構は当該新規記録情報を発行代理人へ送信する。
- ③ 発行代理人は当該新規記録情報を確認のうえ、承認通知を機構へ送信する。
- ④ 払込日に、機構は当該新規記録情報に基づいて、日本銀行に資金決済情報を送信する。
- ⑤ 日銀ネット上で引受会社（機構加入者）から発行代理人へ資金決済を行う。
- ⑥ 機構は、日本銀行から⑤が完了した旨の通知を受領した後、新規記録先口座へ増額記帳を行う。

【DVP決済を行わない場合の新規記録通知】

- ① 払込日より前の所定の日までに、発行代理人は機構に対して新規記録情報を通知する。
 - 新規記録情報 … 銘柄、新規記録先の口座、金額等
- ② 払込日に、発行代理人は各引受会社から払込みが行われたことを確認した後、機構に対して払込完了通知を送信する。
- ③ 機構は、当該通知を受領した後、新規記録先口座へ増額記帳を行う。

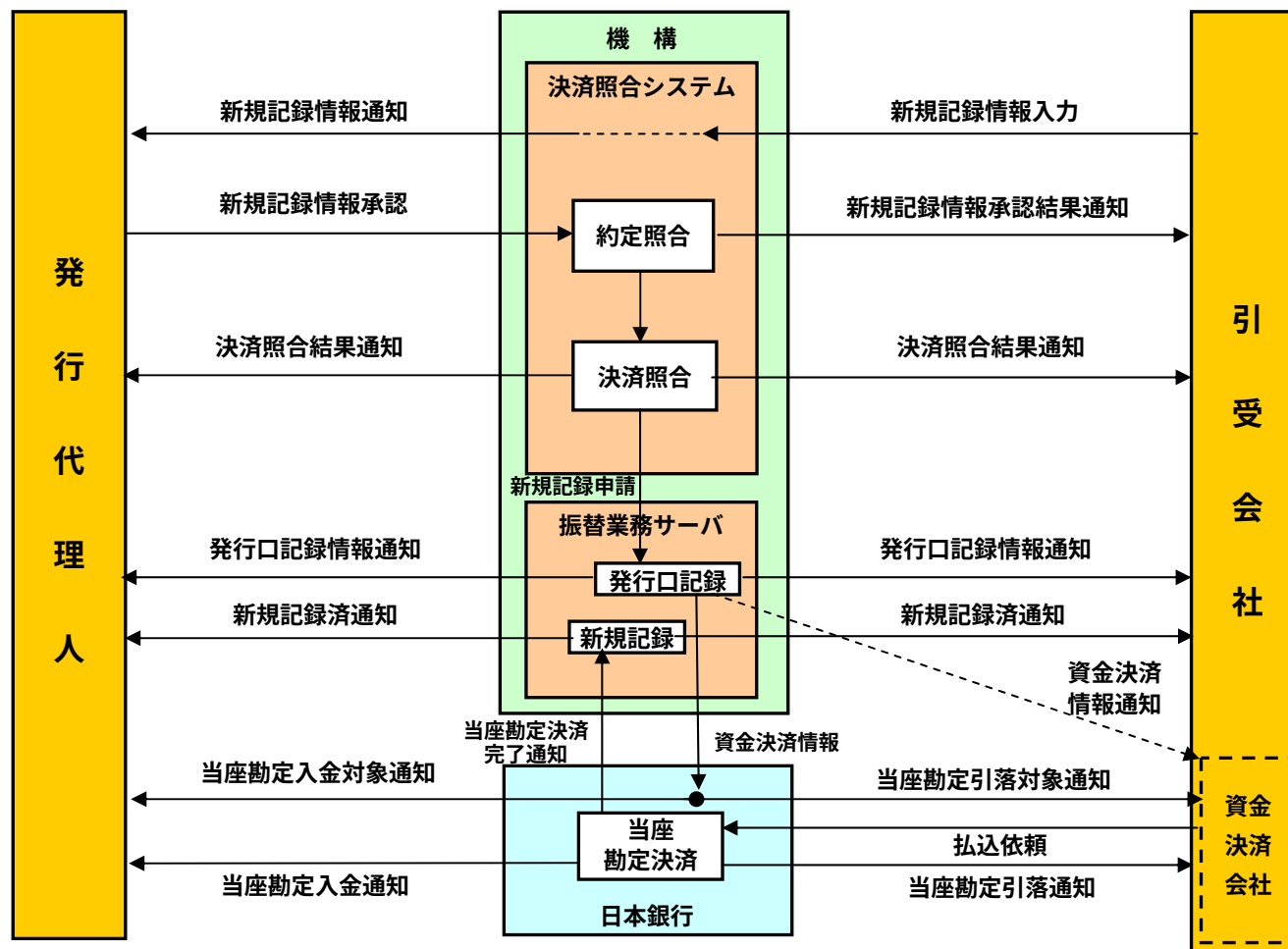
※ DVP決済については、日本銀行において上記のスキームが承認されることが前提となる。

※ 機構と日本銀行との間におけるシステム接続の方法、電文フォーマット等については、一般債振替制度におけるDVP決済で利用予定のものと同様とする。

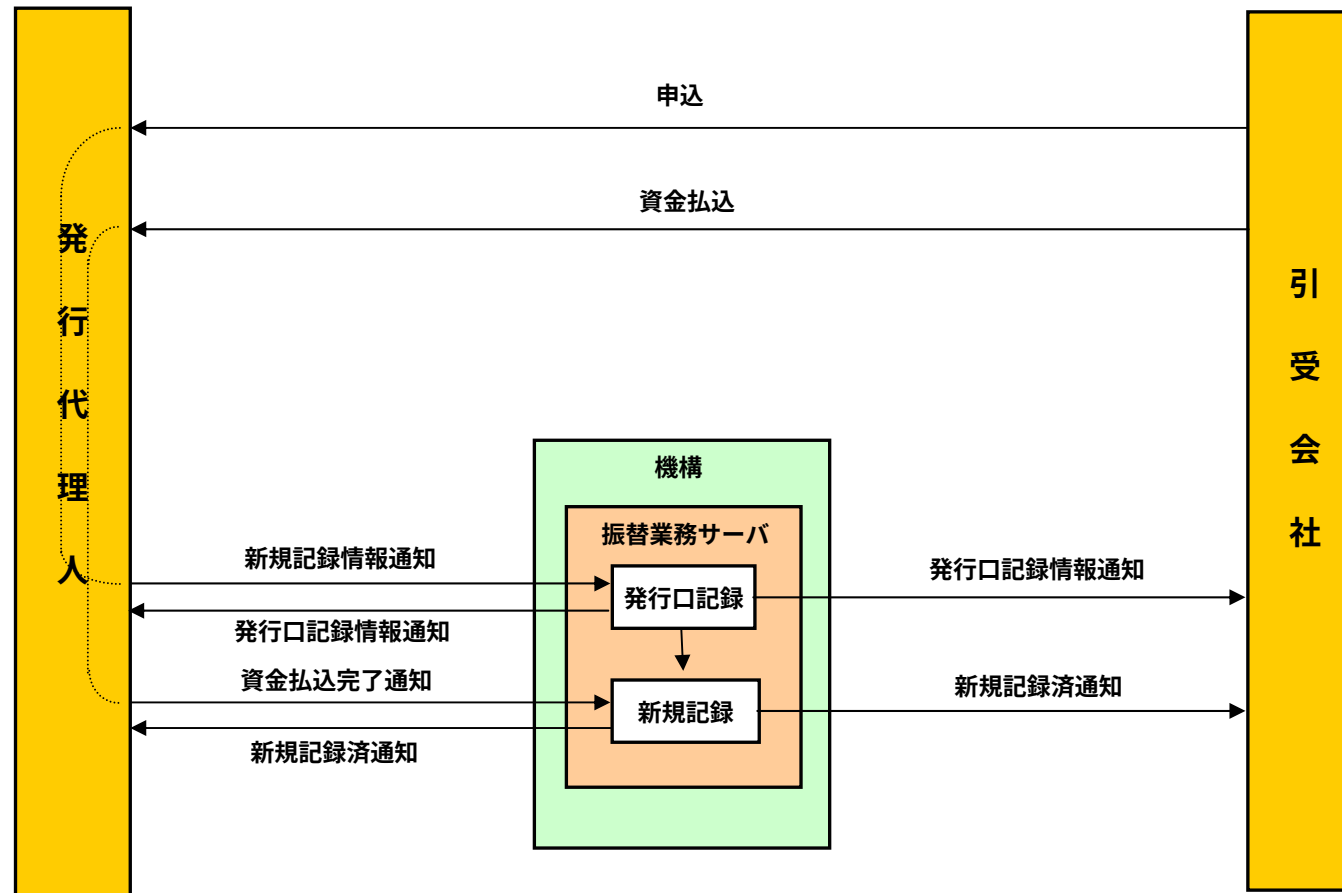
※ 新規記録情報の入力、送信、承認の最終期限は、発行に係る実務対応を踏まえ今後検討する。

※ 振替新株予約権付社債の発行時DVPの取扱いについては、機構参加者の実務を勘案し、振替株式における発行時DVPの検討結果も踏まえたうえで最終的に決定する。

＜新規記録の処理フロー（DVPを利用する場合）＞



＜新規記録の処理フロー（DVPを利用しない場合）＞



元利金支払いの処理について

1. 元利金支払いの処理

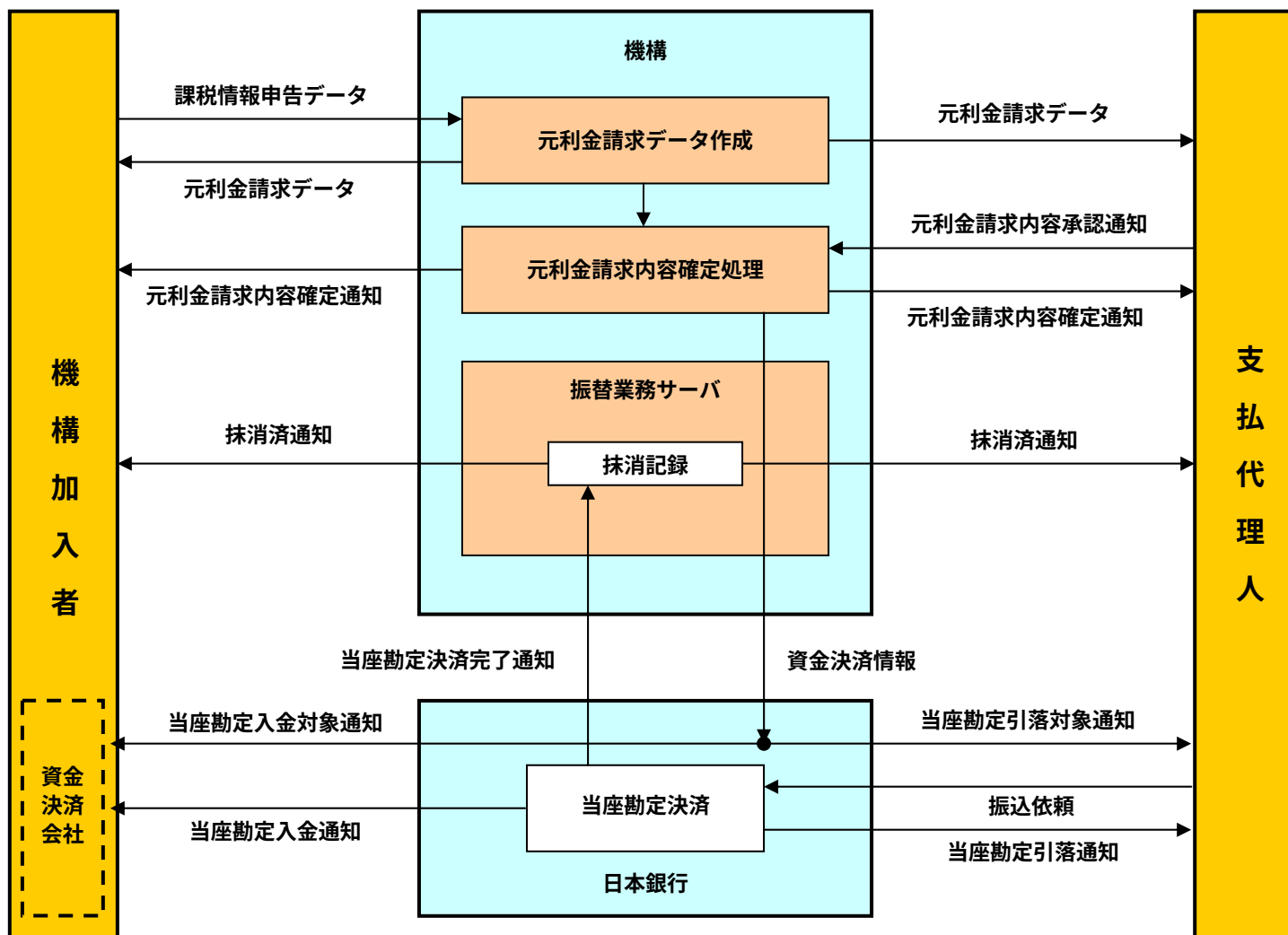
- 振替制度においては振替新株予約権付社債は振替口座簿において管理されることから、その元利金の支払いは、振替制度の階層構造を利用し、上位機関が元利金を代理受領し、振替口座簿の残高に基づき、その加入者に交付していく方法により行う。
 - 機構は、元利払期日の前営業日を振替停止日とし、元利払期日の2営業日前の日の業務終了時点の残高を基に機構加入者ごとの元利金請求額を計算・確定し、支払代理人に対して請求する。
 - 支払代理人から機構加入者への元利金の支払いは、元利払期日において、機構から日本銀行に送信した入金依頼に基づき日銀ネット上で行う。なお、機構は、日本銀行から当座勘定入金済通知書を受領し、当該決済が振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合は当該社債の抹消を行う。
-
- 口座管理機関は、その加入者から、①元利金は当該口座管理機関が当該加入者に代わって受領したうえで当該加入者に対して配分すること、②償還金を受領する場合は振替法上の抹消申請が行われたものとみなして処理することについて、同意を得るものとする。
 - 機構加入者は、機構に対し、支払代理人に対する振替新株予約権付社債の元利金の請求を委任するものとする（機構は振替機関は当該請求の代理行為を行う）。

【元利金支払いの事務処理】

- ① 機構は、元利払日の2営業日前の業務終了時点において元利払の対象残高を確定し、機構加入者に対して残高を通知する。
- ② 機構加入者は、元利払日の前営業日に「課税情報申告データ」を機構に通知する。
 - 通知するデータの内容 … 銘柄毎、課税区分毎の利金又は償還金の額等
 - 機構は、元利払日の前営業日を振替停止日とする。
- ③ 機構は機構加入者から受領した課税情報申告データを集約し、機構加入者毎の元利金請求額を計算し、支払代理人へ「元利金請求データ」を通知する。
 - 通知するデータの内容 … 銘柄毎、機構加入者毎、課税区分毎の元利金請求金額等
- ④ 機構は支払いを受ける機構加入者及びその資金決済会社に対しても当該機構加入者に係る「元利金請求額データ」（支払代理人毎に編集）を通知する。
- ⑤ 元利金支払日に、機構は日本銀行に資金決済情報を送信する。
- ⑥ 元利金支払日に、日銀ネット上で、支払代理人の当預口座から資金決済会社の当預口座へ資金決済を行う。
- ⑦ 機構は、日本銀行から⑥が完了した旨の通知を受領した後、当該決済が振替新株予約権付社債の償還に係るものである場合は当該社債の抹消を行う。

- ※ 元利金支払い事務に係るデータの授受は、振替システムを通じて、端末入力又はCPU接続による情報送信等、機構の定める方法により行う。
- ※ DVP決済については、日本銀行において上記のスキームが承認されることが前提となる。
- ※ 機構と日本銀行との間におけるシステム接続の方法、電文フォーマット等については、一般債振替制度におけるDVP決済で利用予定のものと同様とする。
- ※ 資金決済会社は機構が所要の審査のうえ指定し、機構加入者が選任する（機構加入者自身が資金決済会社として指定されている場合は、自社を資金決済会社とすることで可）。資金決済会社は日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ日銀ネットのオンライン取引先であることを要件とする。

<元利金支払いの処理フロー>



※日本銀行から当座勘定決済完了通知を受領した後、当該決済が振替C Bの償還に係るものである場合は当該C Bの抹消を行う。

2. 償還の処理

- 振替制度において対応する償還スキームは、満期償還、繰上償還、買入消却とする。
- 繰上償還については、発行会社が行使するコールオプションに加えて、現行保振制度で対応していない社債権者が行使するプットオプションについても対応する。
- 抽籤償還については、振替制度のもとでは記番号管理がなくなること、新株予約権付社債の機構取扱い開始以降実施されておらず、減債（一部償還）の手段としては買入消却が用いられていること等を踏まえ、効率的なインフラ構築という観点から、振替制度においては対応しない。

【プットオプション（期中償還請求権）の行使の処理】

- 振替制度において、プットオプションの行使は機構経由で行うことができるものとする。
- 社債権者からプットオプションが行使された場合、機構はその都度、当該償還対象残高について繰上償還期日まで振替停止の扱いとしたうえで（振替システム上、一時的な記録エリアである「償還口」に記録する）、当該償還対象残高についてのみ償還及び最終利払の処理を行う。
- なお、償還及び最終利払いの処理は、通常の前利払と同様の手続きにより行う。

<新株予約権付社債（ＣＢ）の期中償還の状況>

●買入消却の状況

(件、百万円)

		H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
買入消却	件数	100	154	208	99	11	5
	金額	27,860	67,422	106,575	27,353	550	10,543

●繰上償還の状況

(件)

		H 1 2	H 1 3	H 1 4	H 1 5	H 1 6	H 1 7
全部繰上償還	件数	2	7	4	6	7	2

- ・一部繰上償還については、社債権者に期中償還請求権が付与されている銘柄があり（現在機構取扱 154 銘柄中 3 銘柄）、当該銘柄において期中償還請求権の行使がみられる。
- ・抽籤償還が行われた実績はなし。

3. 買入消却の処理

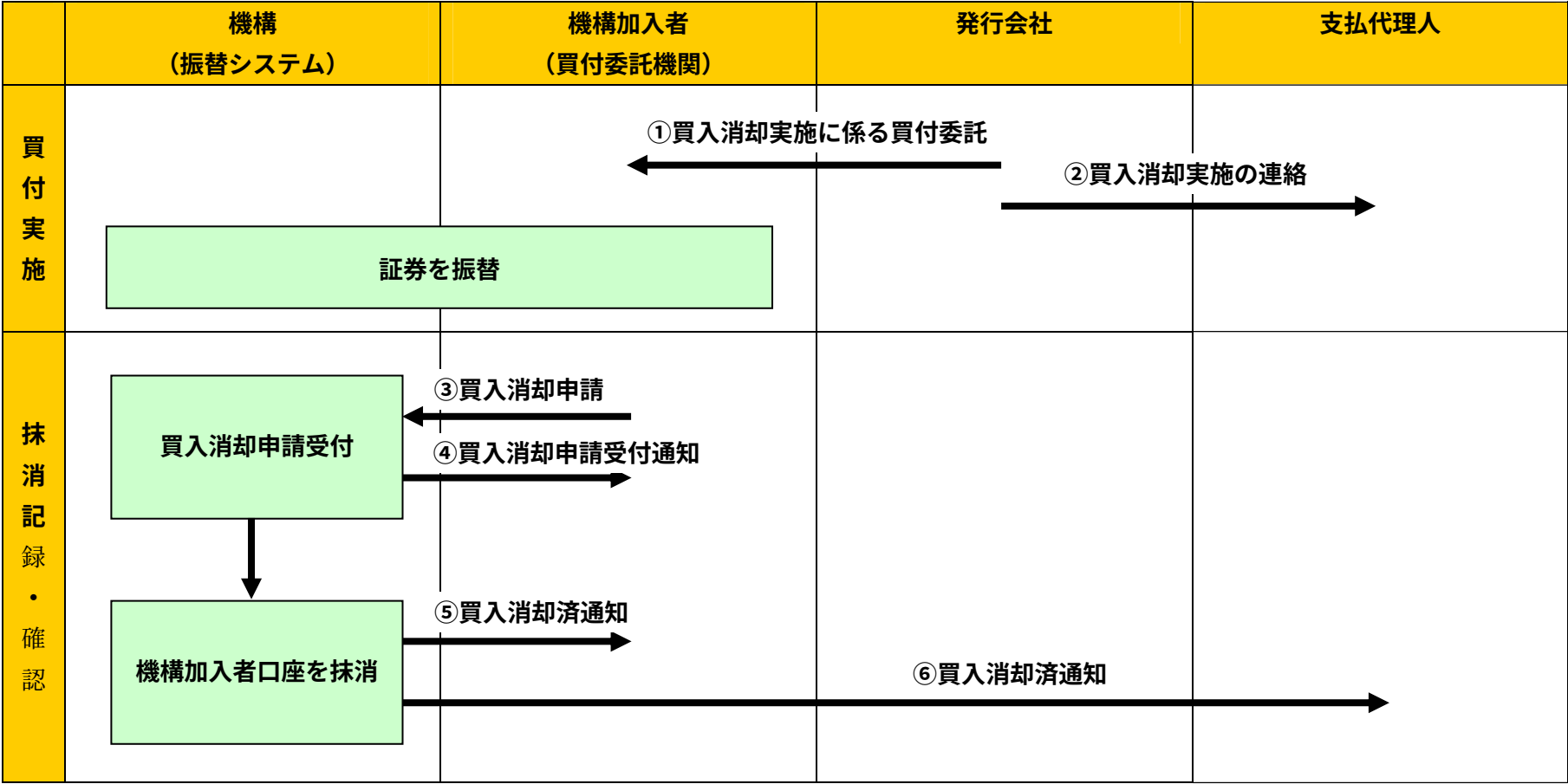
- 発行会社は、売買に係る口座振替及び機構加入者を通じ抹消申請を行うことにより、振替制度において買入消却を行えるものとする。

【買入消却の処理】

- ① 発行会社は機構加入者（買付委託機関）に対して買入消却実施に係る買付委託を行う（→機構加入者は発行会社の社債を市場又は相対取引により買い付ける）。
- ② 発行会社は支払代理人に対して買入消却を実施する旨連絡を行う。
- ③ 買い付けた自己の新株予約権付社債は機構加入者口座及び顧客口座に記録される。
- ④ 機構加入者（買付委託機関）は機構に対して買入消却申請を行う。
- ⑤ 機構は機構加入者口座の抹消記録を行う。
- ⑥ 機構は、機構加入者（買付委託機関）及び支払代理人に対して買入消却済通知を行う（→支払代理人は社債原簿から当該買入消却額を抹消する）。

※ 買入消却申請は実際に買付を行った機構加入者から申請する場合に加え、機構加入者である支払代理人へ振替えた後に当該支払代理人から申請することも可能である（機構は機構加入者から買入消却申請を受けたら当該機構加入者の口座を抹消する）。

<買入消却の処理フロー>



(注) ③買入消却申請は実際に買付を行った機構加入者から申請する場合に加え、機構加入者である支払代理人へ振替えた後に当該支払代理人から申請することも可能である（機構は機構加入者から買入消却申請を受けたら当該機構加入者の口座を抹消する）。

新株予約権行使の処理について

1. 新株予約権行使の処理の日程

- 振替新株予約権付社債の新株予約権行使は機構を通じて行うこととし、機構加入者からの行使請求から2営業日後に転換により充当する振替株式の新規記録を行うスキーム案をベースに期間の短縮を目指す。

【現行保振制度の処理】

X	新株予約権の行使請求申出〔参加者⇒機構〕
X + 1	新株予約権付社債の残高減額記帳
X + 2	新株予約権の行使請求書及び新株予約権付社債券を提出〔機構⇒行使請求受付場所（TA）〕
X + 3	株式発行通知書の作成〔行使請求受付場所（TA）〕
X + 4	株式発行通知書の伝送〔行使請求受付場所（TA）⇒機構⇒参加者〕
X + 5	株式の増加記帳



【新振替制度の処理】

X	新株予約権の行使請求通知〔機構加入者⇒機構⇒行使請求受付場所（TA）〕
X + 1	新株予約権の行使請求に対する振替株式の新規記録通知〔行使請求受付場所（TA）⇒機構⇒機構加入者〕
X + 2	機構及び機構加入者において振替新株予約権付社債の抹消及び振替株式の新規記録

- ※ 新株予約権行使の処理において、機構加入者、機構、行使請求受付場所（TA）の間の通知は、機構システムによる電磁的な方法（端末入力又はファイル伝送等）により行う。

2. 新株予約権の行使請求時及び株式の新規記録時の通知事項

▽ 行使請求通知：機構加入者⇒機構

- ① 行使請求者の口座番号
- ② 行使請求に伴い抹消される振替 C B 銘柄及び数
- ③ 単元未満株式の同時買取請求を行う場合には買取代金の振込先（金融機関コード・支店番号・口座番号・口座名義人）

▽ 行使請求通知：機構⇒行使請求受付場所（TA）

- ① 株主照会コード（又は口座番号）
- ② 行使請求者の氏名・住所（行使請求者の口座番号を基にデータセンターから株主情報を受領）
- ③ 行使請求に伴い抹消される振替 C B の銘柄及び数
- ④ 単元未満株式の同時買取請求を行う場合には買取代金の振込先（金融機関コード・支店番号・口座番号・口座名義人）

▽ 株式の新規記録通知：行使請求受付場所（TA）⇒機構

- ① 株主照会コード（又は口座番号）
- ② 行使請求に対して充当される振替株式の銘柄及び数

▽ 株式の新規記録通知：機構⇒機構加入者

- ① 行使請求者の口座番号
- ② 行使請求に対して充当される振替株式の銘柄及び数

3. 振替新株予約権付社債の抹消及び振替株式の新規記録

(行使請求が行われた振替新株予約権付社債の管理)

- 機構は、機構加入者からの行使請求通知を基に行使請求受付場所（TA）に対して行使請求通知を行った後、振替口座簿に、当該振替新株予約権付社債について行使請求が行われた旨の記録を行う（振替システム上、行使請求中である旨を示すフラグを立てる又は「行使口」（一時的な記録エリア）に移す等の手法により行う）。
- 機構は、当該記録がなされた振替新株予約権付社債について、行使請求により充当される振替株式の新規記録通知を受けるとともに、振替・抹消を停止するとともに元利金支払処理の対象外とする。

➤ 振替口座簿上は、行使請求日を株主となった日（株式の取得日）として履歴を残す。

(振替新株予約権付社債の抹消及び振替株式の新規記録)

- 機構及び機構加入者は、行使請求受付場所（TA）からの新規記録通知に基づき、振替新株予約権付社債を抹消し、振替株式の新規記録を行う。
- 行使請求受付場所（TA）から新規記録通知が行われた日の夜間バッチ処理により翌朝の振替口座簿から反映させる。

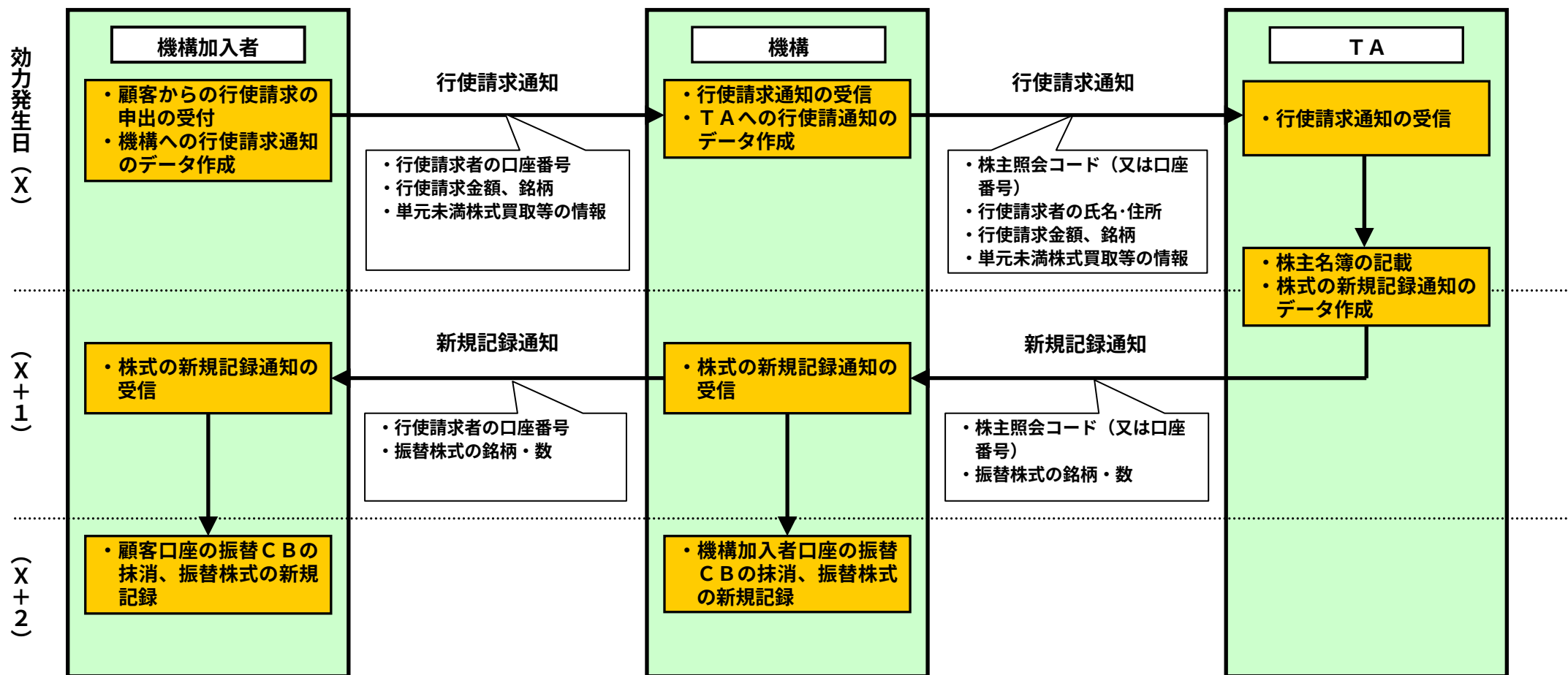
(支払代理人への通知)

- 機構は、行使請求受付場所（TA）から新規記録通知が行われた時は、機構システムを通じて、自動的に支払代理人へ新株予約権行使が行われた旨を通知する。

4. 行使請求取次ぎの制限日

- 機構は以下に掲げる日においては、機構加入者からの新株予約権行使請求取次ぎ依頼を受付けないこととする。
- ① 振替株式に係る権利確定日当日及び前営業日（保振制度では4営業日前から2営業日前の3日間）
 - 行使請求日の2営業日後に振替株式の新規記録が行われるため、その間に総株主通知の対象となる振替株式の残高を確定する場合は、予約権行使に伴い株主としての効力は発生しているが実務上振替口座簿に株式が記録できないため、その間の行使請求の取次ぎ依頼は受け付けないこととする。
- ② 元利払期日の前営業日（保振制度では利払期日の2営業日前）
 - 元利払日の2営業日前の業務終了時点において元利払の対象残高を確定・機構加入者に通知し、その翌日（元利払期日の前営業日）に関係者全員で元利金の支払いに係る処理を行うため、当該処理を行う日中に残高が変わらないよう行使請求を制限することとする。

＜新株予約権行使の処理フロー＞



※ 行使請求通知及び新規記録通知に係るデータ伝送の方法は、現行のファイル伝送方式（現行の参加者との C P U 直結方式によるバッジ処理方式）を用いる。

5. 新株予約権の行使に対して代用自己株式を充当する場合の処理

- 新株予約権の行使に対して代用自己株式を充当する場合には、発行会社は事前に名義書換代理人のもとに開設した自己株式管理口座に自己株式を振替により集約し、名義書換代理人から機構への新規記録通知によって、自己株式管理口座を減額し、行使請求を行なった機構加入者の振替口座を増額する方法により行う。

- 発行会社が自己株式を充当する場合には、発行会社口座から行使請求を行なった機構加入者口座へ自己株式を口座振替する方法も考えられるが、行使請求の結果充当される振替株式が新株か自己株式かの違いで機構加入者の実務が異なることがないよう配慮する観点から、新規記録通知の方法に統一する。

- 行使請求受付場所（TA）は機構への新規記録通知において以下の事項を通知する。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 株主照会コード（又は口座番号）② 行使請求に対して充当される振替株式の銘柄及び数③ 自己株式を管理している口座④ 充当する自己株式数（自己株式の抹消申請を兼ねる） |
|--|

- 機構は、行使請求受付場所（TA）からの新規記録通知を基に、機構加入者に対して新規記録通知を行う（交付される振替株式が新株か自己株式かの区別を付けず交付振替株式総数のみを通知）。
- 機構は、振替株式の新規記録日の業務開始時に名義書換代理人の備える振替口座簿上の自己株式を抹消すると同時に機構加入者の振替口座簿に交付振替株式を新規記録する。また、名義書換代理人（TA）はその備える振替口座簿における発行会社口座の自己株式を抹消する。

6. 単元未満株式の同時買取請求の処理

(対象株式)

- 行使請求と同時に単元未満株式の買取請求を行う場合、行使請求により生じる単元未満株式の全株式数を買取請求の対象とする。

(新規記録通知)

- 行使請求受付場所（TA）は、予約権行使に伴い充当する株式数及び買取対象の単元未満株式数を機構に通知する。
- 機構は、当該新規記録通知の内容を行使請求を行った機構加入者に対して通知する。

(振替口座簿への記載)

- 機構及び行使請求を行った機構加入者は、行使請求受付場所（TA）からの新規記録通知に基づき、振替口座簿に、行使により発行された株式数を増加記帳した後、買取対象の単元未満株式数を減額記帳する。
- 機構及び名義書換代理人（TA）は、名義書換代理人の発行会社口座に買取対象の単元未満株式数を記録する。

(発行会社における買取代金の取扱い)

- 単元未満株式の買取代金は、発行会社が買取請求を行った行使請求申出人に直接支払う。

振替新株予約権付社債の取扱い廃止の手続きについて

1. 取扱廃止事由

- 新株予約権行使の対象である株式が振替株式でなくなった場合（上場廃止となった場合）には、機構は当該新株予約権付社債の取扱いを廃止する。
 - 振替法では、新株予約権の目的である株式が振替株式であることが振替新株予約権付社債の要件とされている。（振替法 192 条 1 項）

2. 取扱廃止時における新株予約権付社債券の交付手続き

- 社債権者は発券請求を口座管理機関及び振替機関を経由して発行会社に行う。発行会社は新株予約権付社債券を口座管理機関を経由して社債権者に交付する。
- ただし、期限の利益を喪失している場合には、機構及び口座管理機関は、振替新株予約権付社債の記録を抹消したうえで、当該振替新株予約権付社債に係る振替口座簿の記録事項証明書を社債権者に交付する。
 - 振替法では、振替新株予約権付社債が振替機関で取り扱われなくなった場合は、振替新株予約権付社債の社債権者は発行会社に対して新株予約権付社債券の発行を請求できることとされている。（振替法 193 条 2 項）
 - 社債権者は口座開設時の契約において、取扱廃止となった場合の発券請求に係る事務手続きについて口座管理機関に授権する。

合併等に伴う振替新株予約権付社債の承継の手続きについて

- 合併等の組織再編に際して振替新株予約権付社債が承継される場合には、存続会社又は新設会社からの通知に基づき、消滅会社の振替新株予約権付社債の抹消と存続会社又は新設会社の振替新株予約権付社債の記録を行うこととする。

(事務処理)

- ① 消滅会社は、支払い代理人を通じて、合併の効力発生日の2週間前までに第223条第3項の定めにより振替機関に全部抹消の通知を行う。
 - ② 振替機関は、合併の効力発生日に振替新株予約権付社債の記録を抹消し、支払い代理人に対し、総新株予約権付社債権者通知を行う。
 - ③ 存続会社又は新設会社は、発行代理人を通じて、合併の効力発生日以降遅滞無く、消滅会社の振替新株予約権付社債権者又は質権者に対し、新規記録手続により振替新株予約権付社債を交付する。(総新株予約権付社債権者通知により最終の加入者口座(新株予約権付社債の所有口座)が通知されることとなるので、当該口座に振替新株予約権付社債を新規記録する。)
-
- 合併等の際、振替新株予約権付社債を発行している消滅会社等は、その効力を発生する日を振替新株予約権付社債の記録の全部を抹消する日として全部抹消の通知をしなければならない。(振替法 223 条 3 項)
 - 振替機関は、振替新株予約権付社債の全部の記録を抹消したときは、消滅会社等に対し、その抹消に係る振替新株予約権付社債の振替新株予約権付社債権者につき、氏名、住所、振替新株予約権付社債の銘柄、数、その他主務省令で定める事項を通知しなければならない。(振替法 218 条 1 項)
 - 新株予約権付社債の発行者は、振替新株予約権付社債を発行した日以後遅滞なく、振替機関に対し新規記録の通知をしなければならない。(振替法 195 条 1 項)

新株予約権付社債（ＣＢ）以外の有価証券についての振替制度の検討

1. 現状機構取扱い対象外で上場制度が整備されている商品の概要

	新株予約権	新株予約権付社債 (分離型・非分離型WB)	新株引受権証書	交換社債
商品概要	○一定の価格（権利行使価格） で株式を取得できる権利 ○商法改正前の新株引受権証 券（W/ワラント）	○新株予約権が付された社債 ○商法改正前の新株引受権付 社債（WB/ワラント債）	○会社が発行する新株を引き 受ける権利。有償株主割当 に際して新株を発行する場 合に株主の請求に対して発 行。申込期日の前に売買が 行われる。	○特定の株式（発行会社が保 有する他社の株式）への交 換請求権が付された社債
上場取引所	○大証、名証、福証 ※東証は S61.2 施行、H16.8 制 度廃止（H11.7 の廃止銘柄以 降発行がみられないため）。	○大証、名証、福証（転換社 債型新株予約権付社債を含 む制度） ※東証は H61.3 施行、H16.8 制 度廃止（H9.3 の廃止銘柄以 降発行がみられないため）。	○東証（S41.12 施行）、大証、 名証、福証、札証、JQ	○東証（H12.4 施行）
上場銘柄数の状況	○現在上場銘柄なし 新規上場は H3 が最後 ＜東証の年末の上場銘柄数＞ H9 5 H10 5 H11 4 H12 以降 0	○現在上場銘柄なし 新規上場は S62 が最後 ＜東証の年末の上場銘柄数＞ H6 3 H7 2 H8 2 H9 以降 0	＜東証の新規上場銘柄数＞ H12 3（徳島銀、中外鉱 2 回） H13 1（アイワ） H14 0 H15 2（松佳、東京理化工） H16 1（松佳） H17 1（明星電気）	＜東証の新規上場銘柄数＞ H12 1（ロシュHD） →H17.3 償還 H14.1（日本製紙） →H18.3 償還
決済	○日本証券クリアリング機構 の引受対象 ○日証決の現物受渡し	○日本証券クリアリング機構 の引受対象 ○日証決の現物受渡し	○日本証券クリアリング機構 の引受対象 ○日証決の振替決済	○日本証券クリアリング機構 の引受対象 ○日証決の現物受渡し

2. 検討の方向性

(商品別の現状)

商品	上場	非上場
転換社債型新株予約権付社債（CB）	・ 上場銘柄→機構の取扱い対象	・ 証券会社の総額買取型→機構の取扱い対象 ・ 投資ファンド等特定の第三者への割当→機構の取扱い対象外
新株予約権（W）	・ 東証は平成 16 年に上場制度廃止 ・ 地取は上場制度が残っているが、上場銘柄はない（長期間発行なし）	・ 証券会社の総額買取型 ・ 投資ファンド等特定の第三者への割当 ・ 株主割当（無償） ・ 従業員・役員割当（無償）
新株予約権付社債（分離型・非分離型WB）	・ 東証は平成 16 年に上場制度廃止 ・ 地取は上場制度が残っているが、上場銘柄はない（長期間発行なし）	・ 発行なし
新株引受権証書	・ 6 取引所に上場制度あり、年間数銘柄上場	・ 発行なし
交換社債	・ 東証に上場銘柄あり、現在 1 銘柄上場	・ 発行なし



(取扱い対象)

○ 上場商品

- ・ 新株予約権、新株予約権付社債（分離型・非分離型WB）… 東証以外の取引所では上場制度が残っているが、長期にわたり発行がなく、現状上場物件も存在しないこと等を踏まえ、効率的なインフラ構築という観点から振替制度を整備しない。
- ・ 新株引受権証書、交換社債 … 上場制度があり、現在上場物件もあることから、振替制度を整備する。（新会社法では、新株引受権証書は新株予約権の無償発行として整理されていることを踏まえて制度要綱を策定する。）

○ 非上場商品

- ・ 新株予約権の非上場ものについては、証券会社の総額買取型を対象として、振替制度で取扱うことができるかどうか検討する。

＜新株予約権付社債に係る法律上の定義の整理＞

▼商法改正前（H14.4.1 施行前）

転換社債（ＣＢ）	新株引受権付社債（ＷＢ／ワラント債）		
社債と転換権とは一体不可分	非分離型 (ワラント部分と社債部分の切離し不可)		分離型 (ワラント部分と社債部分の切離し可)
転換権行使時に社債券を会社に提出	代用払込可 (行使時に社債の償還金をもって新株の払込みに代える)	代用払込不可	代用払込の概念なし
付与率 100%	付与率 100%	付与率 100%以外	付与率は任意で設定可能

▼商法改正後（H14.4.1 施行後）

新株予約権付社債	
○発行決議で、代用払込のみを認める旨の決議をする場合	○発行決議で、代用払込を認めないか（全額金銭の払込み）、代用払込と金銭による払込の併用を認める旨の決議をする場合



法律上は
新株予約権と社債の
同時発行として整理

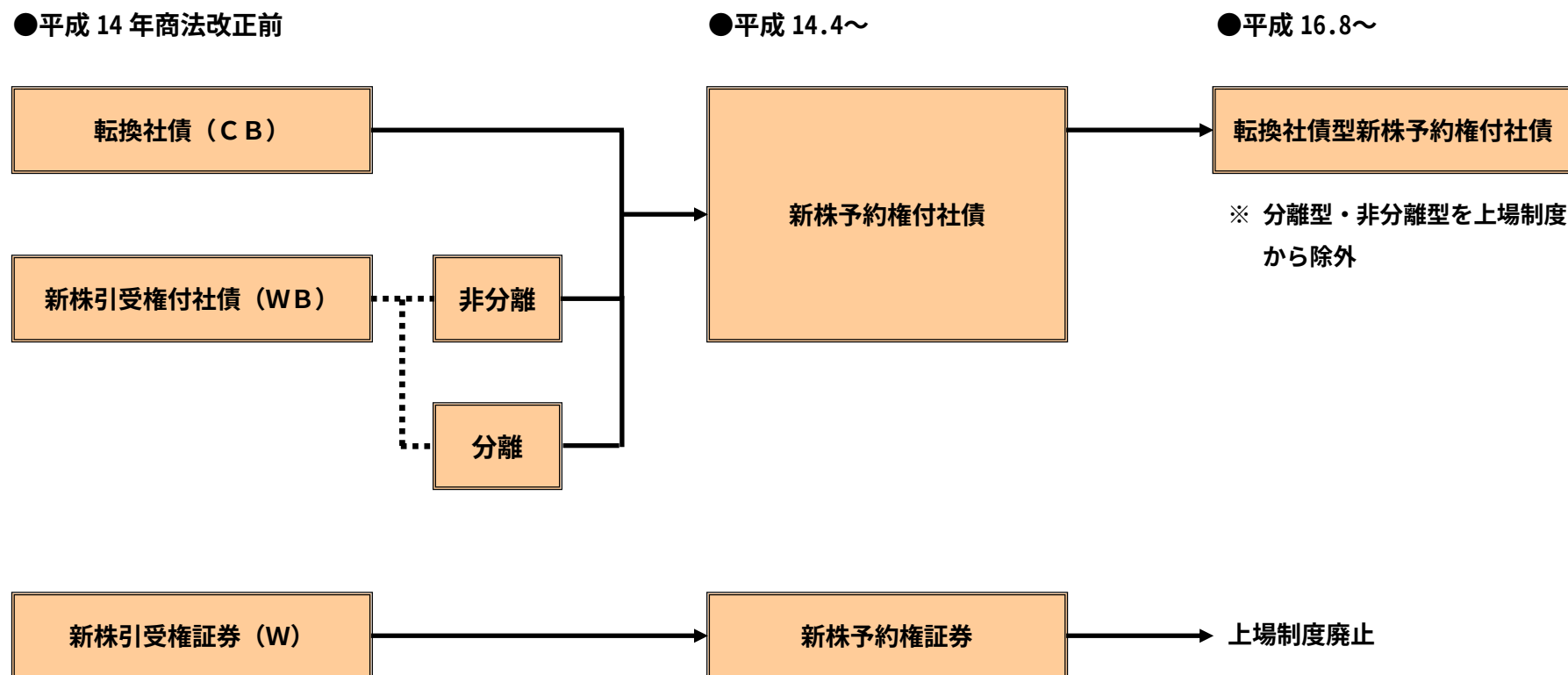
転換社債型新株予約権付社債（機構取扱対象）

（注）商法改正により、新株予約権制度が新設され、従来のＣＢの新株への転換請求権、新株引受権付社債（ＷＢ）の新株引受権、ストックオプションは「新株予約権」という名称に統一された。これに伴い、従来のＣＢ及びＷＢ（非分離型）は「新株予約権付社債」という名称に一本化された。

▼会社法現代化に伴う改正（H18 年度中施行）

- 法律上、新株予約権（236 条～294 条）と社債（674 条～742 条）に整理。
- 新株予約権行使の際の払込みは、旧法で認められていたものと同様のものが規定。（281 条）
- 新株予約権付社債券には、社債として記載すべき事項のほか新株予約権の内容及び数を記載しなければならない。（292 条）

＜上場制度（東京証券取引所）における転換社債等の上場対象の変遷＞



（注 1）非分離型 … 社債とワラントを同時に発行。切り離し不可。権利行使に当たり代用払込み（社債の償還金を新株の払込みに代える）が可能なタイプと不可能なタイプがある。代用払込みが可能でその付与率が 100% の場合は転換社債と同様の商品性を持つ。

（注 2）分離型 … 社債とワラントを同時に発行。分離して募集・流通することが可能。

4. 移行分科会における検討状況について

○ 第2回

1. 特例期間中の保護預り株券の預託について …… [資料1] [参考]
2. 株主名簿に登録されている単元未満株式 (登録単元未満株式) に係る整理 …… [資料2]
3. 振替口座簿への履歴の転記について …… [資料3]

以 上

特例期間中の保護預り株券の預託^(注1) 保護預り株券の現状

▼参加者(証券会社及び外国証券会社)に対して行った保護預りアンケートによると、平成17年3月末の内国上場会社株券の保護預り状況は、以下の通りである(回答参加者 135社)。

(単位:億株)

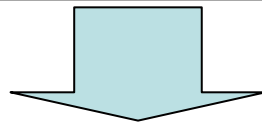
	機構預託(A)	(A/C)	機構預託以外(B) (自己保管、機構以外の第三者保管)	(B/C)	総数(C)
事業法人等	229	57.2%	171	42.8%	400
個人、その他	598	86.5%	93	13.5%	690
総数	1,013	77.9%	288	22.1%	1,301

※ 保護預りアンケートの対象には①「事業法人等(金融法人以外の法人)」、「個人、その他(どの属性にも該当しない者)」以外の属性(金融法人、非居住者)も含まれていること、②参加者からの回答に総計数値のみが記入されているケースがあること、から「総数」欄の数値は、「事業法人等」、「個人、その他」の合計とは一致しない。

※ 発行済株式数約3,655億株のうち、約1,301億株(約36%)が保護預り株券として証券会社及び外国証券会社に預託されている。

※ 名義書換代理人へのアンケート調査結果「保管振替制度の利用状況」によると、事業法人等の非預託分は530億株、個人等の非預託分は284億株存在している。

▼特定口座への預入れが集中した、平成16年11月及び12月の預託株数は、月平均で約63億株(約57万件)であり、当時は証券会社、機構、名義書換代理人などの関係者がペーパークライシス状態に陥る寸前であった(事故株券の連絡等について、預託後1ヶ月以上要したケースも見られた)。



振替制度の移行時まで新たに証券会社に預託される株券が相当程度存在することが考えられる。

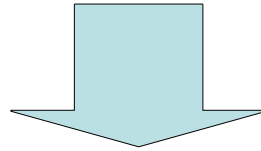
機構に再預託されていない保護預り株券の全てを特例期間中に受入れることは、非現実的であり、①預託の前倒しの対応や、②現行の預託スキームの見直し等の対策が必要である^(注2)。

(注1) 施行日の1ヶ月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間に限り、参加者の保護預りになっているが保管振替機関に預託されていない顧客の株券を保管振替機関に預託することができる特例が設けられている(附則11条)

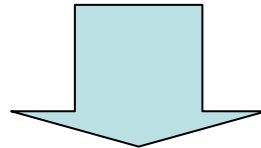
(注2) 施行日の1ヶ月前の日から施行日の2週間前の日の前日までの間に限り、略式質権者が質権の対象となっている株券を保管振替機関又は参加者に預託することができる特例が設けられている(附則10条1項)

特例期間中の保護預り株券の預託 保護預り株券の預託についての対策の策定

①証券会社・名義書換代理人等の関係者に対する預託／名義書換可能な株券のボリュームについてのアンケート



②預託の特例期間中に預託／名義書換処理が可能な株券のボリュームについての見積りの策定



③当該見積りボリュームを前提として、一斉移行をスムーズに行うための各種対策を検討する。

※特例期間中の預託の対象となる株券の絞込みの検討 (例えば、事業法人に係る保護預り株券については、可能な限り特例期間前に預託の承諾を得て預託することとし、特例期間中の預託対象とはしないなど)

※特例期間中の預託についての現行とは異なるスキームの検討 (後掲参照)

特例期間中の保護預り株券の預託 現在の預託の流れのイメージ

同意期限日から施行日の2週間前の日の前日までの間 (特例期間) に限り、顧客の承諾なく預託が可能 (附則第11条)

① 預託についての顧客の承諾

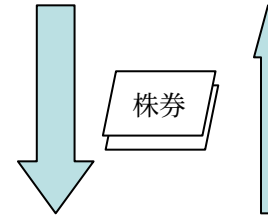
(保振法第14条第1項但書)

- ② 株券の精査、確認 (業務規程第36条第1項)
- ③ 顧客口座簿への記録 (保振法第16条第1項)
- ④ 株券喪失登録がされていないことの確認
(業務規程第36条第4項)
- ⑤ 機構への株券の提出 (保振法第16条第2項)

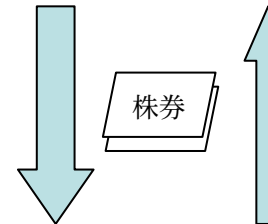
- ① 株券の精査、確認 (業務規程第38条第1項)
- ② 参加者口座簿への記録 (保振法第17条第2項)
- ③ 株券喪失登録確認票の確認 (業務規程第38条第3項)
- ④ 預託株券についての名義書換請求
(保振法第29条第1項)

- ① 株券の審査
- ② 株主名簿の書換え (注)
- ③ (不所持申出がある場合) 不所持申出の受理

参加者



機構



会社

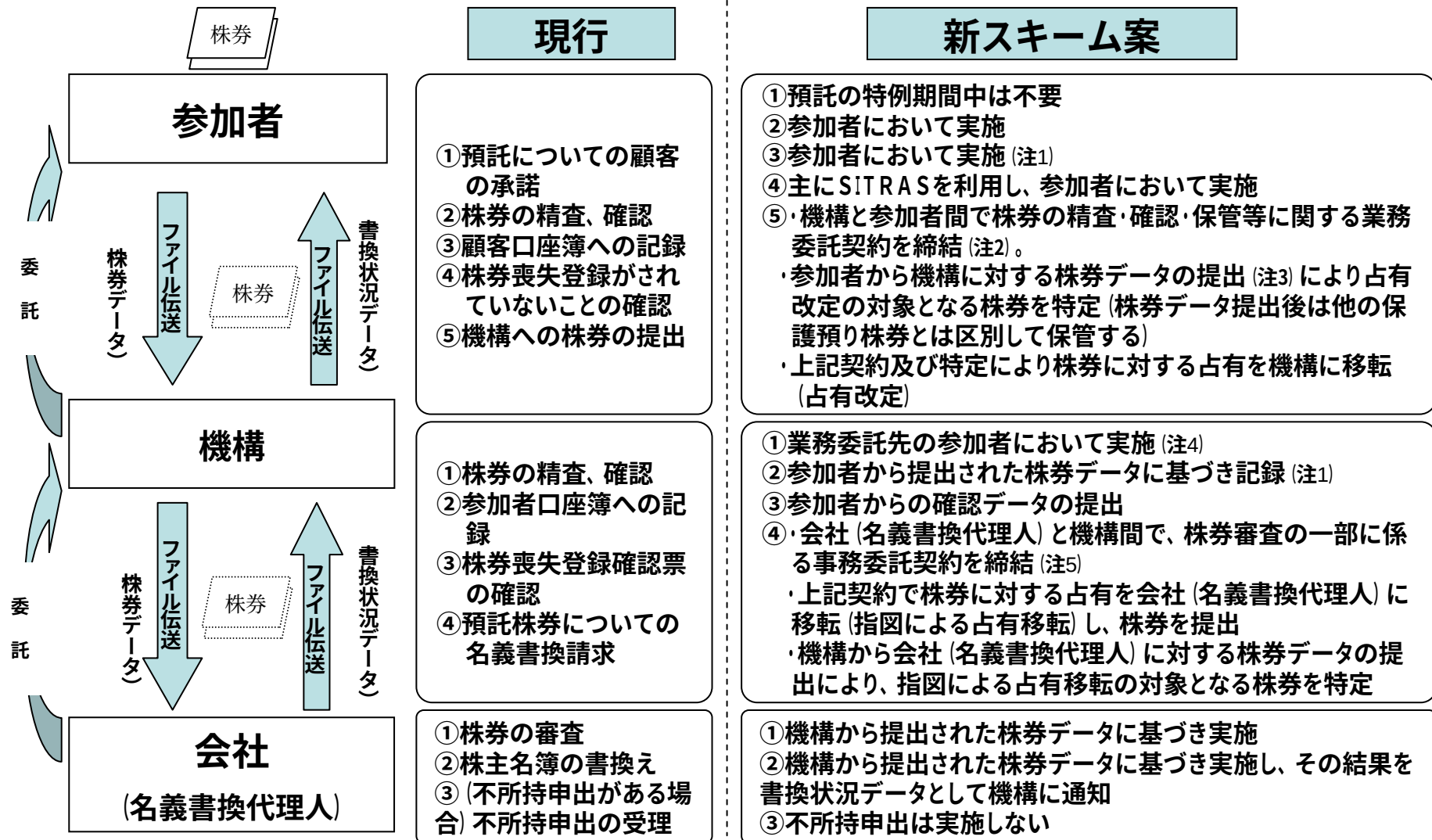
(名義書換代理人)

- ① 事故株券等の返却 (業務規程第62条)
- ② 参加者口座簿の記録の訂正等

- ① 事故株券等の返却
- ② 機構名義株券等の返却

(注) 株券の占有者は、適法の所持人と推定され (権利推定効、商法第205条第2項)、株券の呈示を受けて株主名簿の名義書換をなした場合には、会社は、株主名簿に株主として記録した者を株主として取り扱えば、その者が真の株主でなかった場合も、それにつき悪意・重過失がない限り免責される (免責的効力)。(「株式会社・有限会社法 (第4版)」江頭150頁、188頁)

特例期間中の保護預り株券の預託 新しい預託・機構名義書換スキーム案のイメージ①



(注1) 事故株券等が預託されるリスクを軽減するため、書換状況データ受領時に口座簿への記録をする方向で検討する。

(注2) 保管振替機関は、主務省令で定めるところにより、保管振替業の一部を、主務大臣の承認の下で委託できる (保振法第4条の3)。株券の保管業務は、委託して差支えないとされている (「株券等の保管及び振替に関する法律の解説」佐藤 別冊商事法務74号97頁)。

(注3) 株券データの内容は①銘柄コード、②OCR記号、③最終名義人である。

(注4) 機構若しくは機構の委託を受けた第三者が参加者の金庫内で精査・確認を行うことも考えられる。

(注5) 保管振替機関には、兼業の制限がある (保振法第4条の2)。

特例期間中の保護預り株券の預託 新しい預託・機構名義書換スキーム案のイメージ②

株券の呈示の代替について	①機構の立場 会社にとっては、名義書換代理人の補助者（参加者は機構の補助者）（注1） ②株券の呈示 株券の占有を参加者から機構（占有改定）、機構から名義書換代理人に移転（指図による占有移転）することで、物理的な株券の呈示に代替 ③株券の特定 株券の特徴（OCR記番号及び最終名義人）を名義書換代理人に通知し、当該通知対象株券を他の保護預り株券と区別して保管
新スキームの対象となる株券（注2）	①機構取扱銘柄の会社が発行した株券 ▼株式移転・交換・合併で機構取扱銘柄の会社の株券と引換えが必要な株券は、通常株券提出手続が行われて無効株券となっており、また、株数や株式移転等の事実確認も困難であるため対象外とする。 ▼旧商号株券は預託可能とする。 ②OCR記番号が印字されていること ▼スムーズ且つ的確な預託手続きに必要である。
新スキームでの預託（注3）	①単純預託のみ（振替預託は行わない）。 ②参加者口座簿及び顧客口座簿での残高の記録は、名義書換代理人から書換完了通知後に行う。
株券データの内容	①銘柄コード、②OCR記番号、③最終名義人 ▼①、②については、SITRASのファイル照会（OCR記番号形式）の内容となっている（SITRASでの利用範囲は株券番号部のみ）。③については、顧客情報を利用することが考えられる（注4）。
新スキームでの機構名義への書換処理後の対応	①書換完了株券 参加者の下で、預託対象外株券とは区別して保管する（注5）。振替制度移行後は、機構と参加者の間での契約に基づき廃棄処分を行う。 ②書換不可株券 書換状況データにより書換ができなかったことが確認された株券は、株券データを送信して書換が完了した株券とは区別する。当該株券は、新スキームでの預託ができないため、その理由ごとに別途の対応が必要となる。

（注1）（同意書提出時などを利用して）機構と会社又は名義書換代理人との間での契約することが考えられる。

（注2）本人名義（機構名義）株券に限定することも考えられる。

（注3）株券データの機構への提出は、特例期間以前に行うことも考えられる。

（注4）最終名義人の漢字データについては、データセンターで利用する文字コード・水準とすることが考えられる。

（注5）参加者が機構名義や無効印を押印するなどして、株券上でも区別ができるようにすることも考えられる。

- ① (最終名義人のデータが合致している場合に限定されるものの) 下記のようなケースでは、名義書換処理が誤ってなされる可能性が高くなる。

▼OCR番号の読取ミス等での送信

▼真正株券を模写した偽造株券 (OCR番号、最終名義人を模写)

- ② 下記の要因によっては、関係者においてシステム改造・開発の費用に見合った効果が伴わない可能性がある。

▼新しい預託・機構名義書換スキームが利用される株券のボリューム

▼新スキームの多機能化

例) 一度送信した株券データを預託対象外とするためにキャンセルする機能の付加 など

保管振替制度の利用状況に関する調査結果

平成17年7月
(株)証券保管振替機構

上段:平成17年3月末

下段:平成16年3月末

○所有者別の株主総数及び所有株式数

調査項目 所有者の属性	株主総数 (人)			所有株式総数 (百万株)					
		機構預託株主 数	比率		発行済株式数 に占める割合	機構預託分	比率	非預託分	比率
(1)政府・地方公共団体	2,065	111	5.4%	437	(0.1%)	6	1.4%	431	98.6%
	2,519	324	12.9%	443	(0.1%)	11	2.5%	432	97.5%
(2)金融機関	143,385	126,922	88.5%	119,289	(32.3%)	105,096	88.1%	14,193	11.9%
	139,723	121,551	87.0%	120,029	(33.8%)	98,685	82.2%	21,344	17.8%
a 長銀・都銀・地銀	22,722	14,385	63.3%	22,710	(6.2%)	11,168	49.2%	11,542	50.8%
	24,455	12,402	50.7%	25,315	(7.1%)	11,447	45.2%	13,868	54.8%
b 信託銀行	65,019	62,043	95.4%	61,723	(16.7%)	60,753	98.4%	970	1.6%
	65,278	64,693	99.1%	59,882	(16.9%)	58,829	98.2%	1,053	1.8%
c 生命保険会社	26,931	25,600	95.1%	21,140	(5.7%)	20,878	98.8%	262	1.2%
	25,062	24,170	96.4%	21,384	(6.0%)	18,754	87.7%	2,630	12.3%
d 損害保険会社	6,878	6,234	90.6%	9,525	(2.6%)	8,305	87.2%	1,220	12.8%
	7,340	6,342	86.4%	9,984	(2.8%)	6,486	65.0%	3,498	35.0%
e その他の金融機関	21,835	18,660	85.5%	4,188	(1.1%)	3,990	95.3%	198	4.7%
	17,588	13,944	79.3%	3,461	(1.0%)	3,167	91.5%	294	8.5%
(3)証券会社	88,417	76,060	86.0%	5,069	(1.4%)	4,857	95.8%	212	4.2%
	74,899	60,707	81.1%	4,662	(1.3%)	4,447	95.4%	215	4.6%
(4)事業法人等	861,153	386,741	44.9%	78,946	(21.4%)	25,893	32.8%	53,053	67.2%
	863,839	343,183	39.7%	77,102	(21.7%)	22,122	28.7%	54,980	71.3%
(5)外国人	250,432	233,799	93.4%	63,217	(17.1%)	55,247	87.4%	7,970	12.6%
	218,150	197,307	90.4%	53,512	(15.1%)	44,577	83.3%	8,935	16.7%
(6)個人・その他	44,755,369	33,029,485	73.8%	102,152	(27.7%)	73,657	72.1%	28,495	27.9%
	43,202,105	25,737,221	59.6%	99,582	(28.0%)	57,314	57.6%	42,268	42.4%
合計	46,100,821	33,853,118	73.4%	369,112	(100.0%)	264,759	71.7%	104,353	28.3%
	44,501,235	26,460,293	59.5%	355,332	(100.0%)	227,157	63.9%	128,175	36.1%

○対象会社数

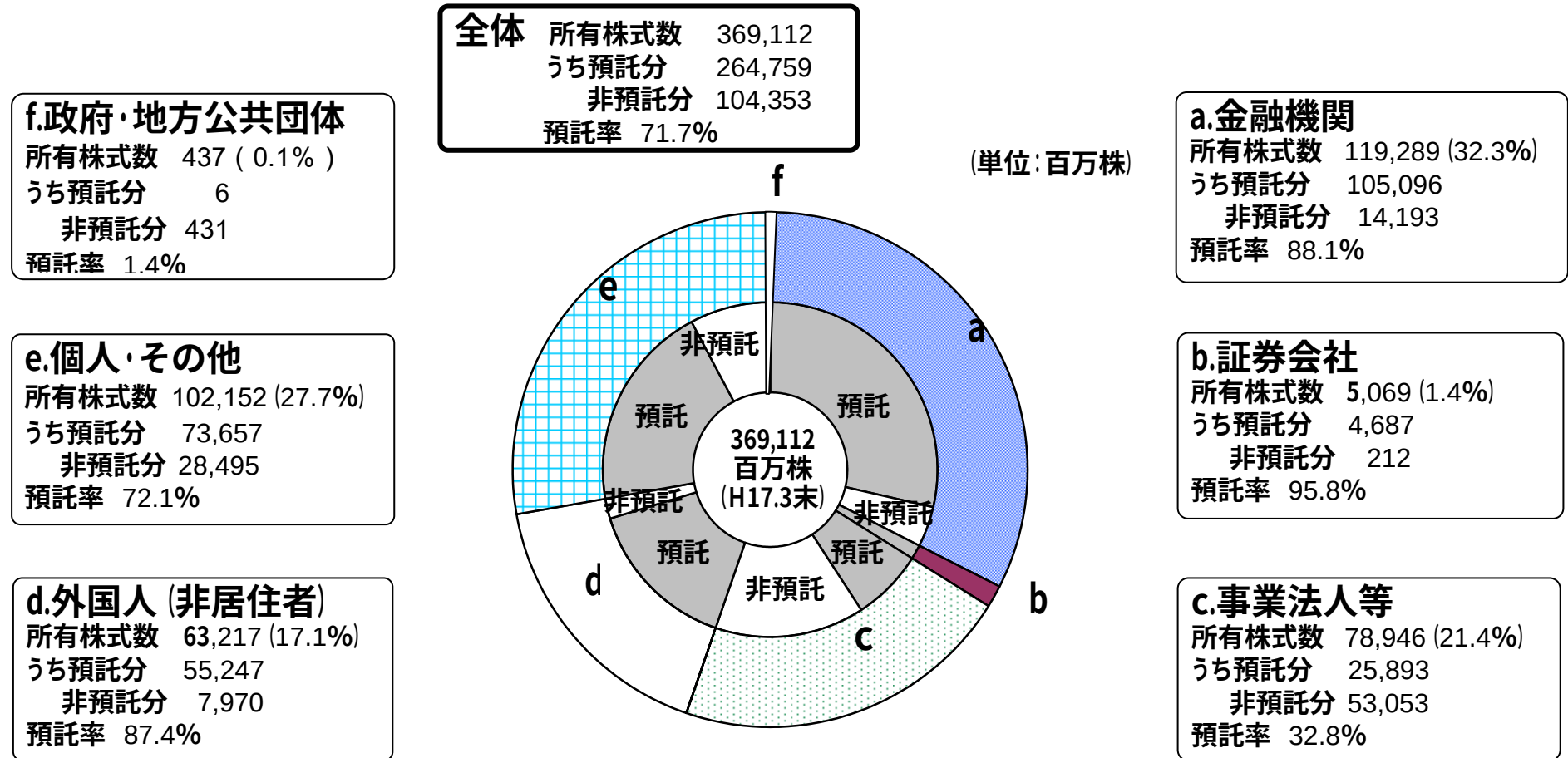
3,734 社

3,636 社

※1 上記データは、名義書換代理人（信託銀行5社、専業代行3社）に対するアンケートを集計したものである。

※2 3月末現在の内国公開会社を対象としているが、最終決算期末現在ごとの集計であることや、名義書換代理人の変更銘柄は集計対象とすることが困難なケースがあることから、必ずしも3月末現在の発行済株式総数や機構の預託残高と一致しない。

保管振替制度の利用状況 (平成17年3月末)



※「保管振替制度の利用状況に関する調査結果」より作成 (基準日:平成17年3月末)
 ※データは、取扱銘柄の最終決算期末ごとの数値を集計したものである。

登録单元未満株式に係る整理

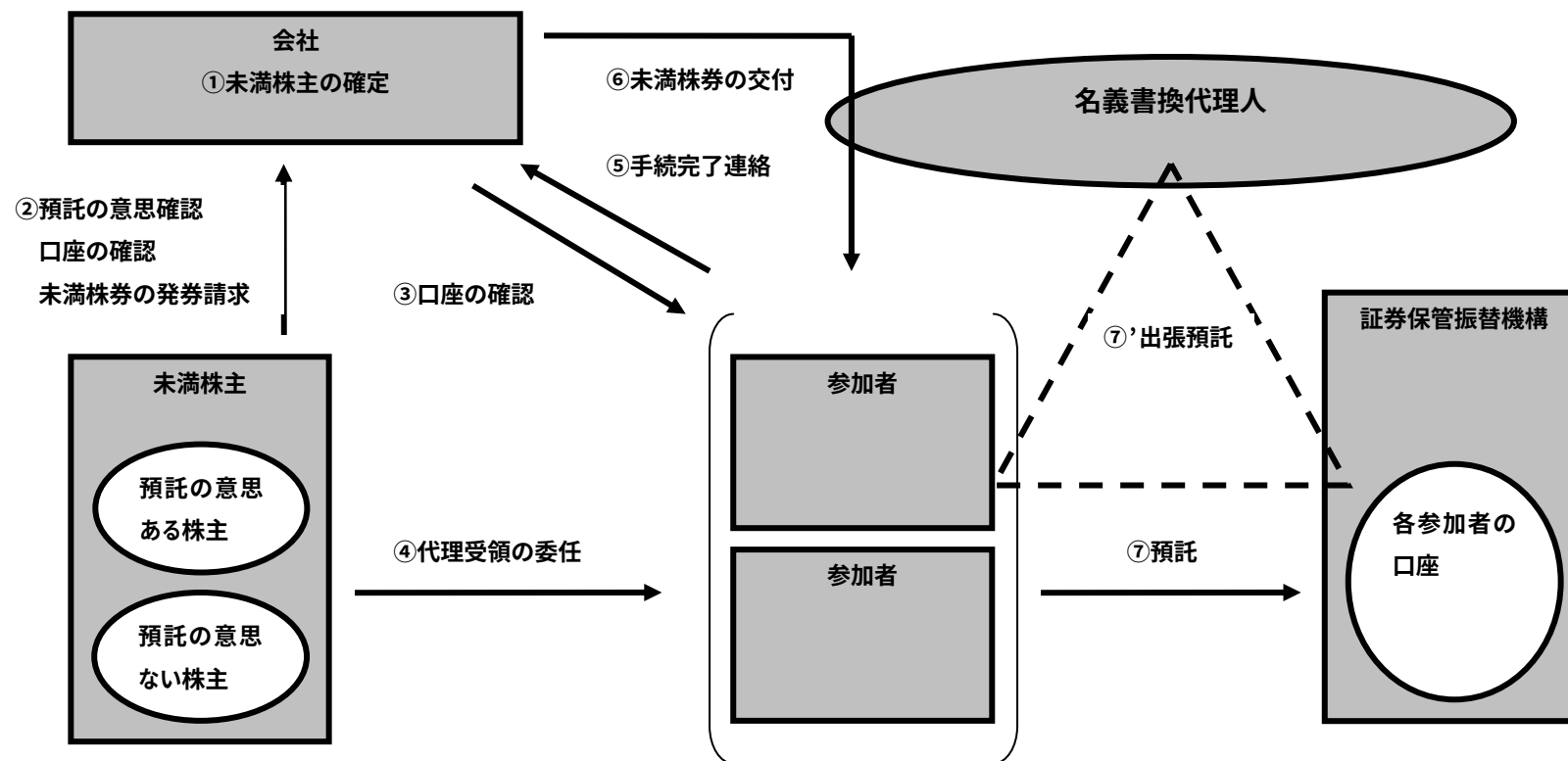
現行法制下で登録单元未満株式を保管振替制度に移管するためには、株主が発行会社から株券の交付を受け、参加者を經由して機構に預託する必要がある。現行法制下で登録单元未満株式を保管振替制度に移管することとした場合に考えられるスキーム概要と、振替制度下で特別口座から振替口座に单元未満株式を振替える場合のスキーム概要とを比較・整理した。

スキーム概要	備考
1. 保管振替制度での单元未満株式の預託 ① 会社は、保管振替制度及び振替制度の内容を説明し、登録单元未満株主から当該株主の指定する参加者（以下、「指定参加者」という。）を通じて機構に单元未満株券を預託することの意思確認を行う。その際、指定参加者の保護預り口座の連絡及び单元未満株式の発券請求を受ける。 ② 会社は、指定参加者の株主ごとの保護預り口座を確認する。 ③ 指定参加者は、株主から单元未満株券を代理受領することについての委任を受ける。 ④ 指定参加者は、会社に対して準備手続完了の連絡を行う。 ⑤ 会社は、单元未満株券を発行し、指定参加者は、单元未満株主のために代理受領する。 ⑥ 指定参加者は、個別に機構への預託を行う。	○ 会社側で一定範囲の参加者を選定し、その中から指定参加者を選ぶ方法も考えられる。 ○ 指定参加者数が少ないと、单元未満株券の預託について同意を得ることができる株主の数が限られる。一方、指定参加者数が多いと、手続きが煩瑣になることが考えられる。 ○ リスト形式の株券様式等を活用する方法が考えられる。 ○ 株券の名義は原始取得者である必要があると考えられる。 ○ 通常の預託手続きを想定するが、指定参加者及び機構が名義書換代理人の元に参集して、株券の授受を行う方法（出張預託）等も考えられる。 ○ 機構は、預託された株券について不所持申出を行うことが考えられる。 ○ 買取請求・買増請求により单元未満株式数に変更が生じないよう、短期間で一連の手続を行う必要がある。

スキーム概要	備考
2. 特別口座からの単元未満株式の振替 ① 会社は、特別口座の加入者である単元未満株主から当該株主の指定する口座管理機関に開設された当該加入者口座への振替請求を受ける。 ② 会社は、株主の振替口座を確認する。 ※「特別口座に係る振替請求については、特別口座を開設する口座管理機関等がその振替先口座を確認することにより振替の可否を確認するものとする。」(第2回株券電子化小委員会資料「1. 振替株式分科会における検討状況について」中の資料2-1「主な検討項目等についての検討内容及び検討の方向性の整理について(16頁) 振替IV. 振替手続 2. 特別口座に開設された振替株式の振替等」) ③ 会社は、振替制度下での振替手続に従い振替を行う。 ※「一般振替(日本証券クリアリング機構の決済のための振替以外の振替をいう。)に」関する連絡事務その他の取扱いについては、関係者における協議・検討の結果を踏まえ、必要な対応について検討を行う。」(第2回株券電子化小委員会資料「1. 振替株式分科会における検討状況について」中の資料2-1「主な検討項目等についての検討内容及び検討の方向性の整理について(14頁) 振替IV. 振替手続 2. 特別口座に開設された振替株式の振替等」) (参考) 単元未満株式が特別口座に記録されるまで ① 会社は、同意期限日までに保管振替機関である振替機関(特定振替機関)に対し、保管振替株券に係る株式について施行日後に当該振替機関が取り扱うことについての同意を与える。 ② 会社は、保振制度上の預託株券に係る株式以外の株式は特別口座に記録される旨と、当該特別口座を開設する振替機関等の名称及び住所を、同意期限日までに公告する。 ③ 特定振替機関は、施行日において、会社に対し、保振制度上の預託株券に係る株式で転記の対象となった株式の数等について通知する。 ④ ③の通知を受けた会社は、遅滞なく特別口座を開設する振替機関等に対し、特別口座への新規記録に必要な事項を通知する。 ⑤ 振替機関等は、特別口座への新規記録を行う。	○社振法第133条第1項 加入者は、特別口座に記載され、又は記録された振替株式については、当該加入者又は当該振替株式の発行者の口座以外の口座を振替先口座とする振替の申請をすることができない。 ○社振法改正法附則第8条参照

以上

(参考) 保管振替制度での単元未満株式の預託スキーム図



振替口座簿への履歴の転記について

施行日において振替口座簿に記録される振替法第129条第3項第6号の事項(株式数の増減の日)については、①施行日を増加の記録がされた日とする、②参加者口座簿・顧客口座簿から転記する、の2つの対応が想定されるが、これらについてどのように考えるか。

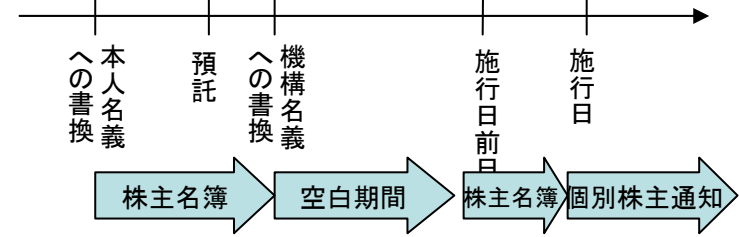
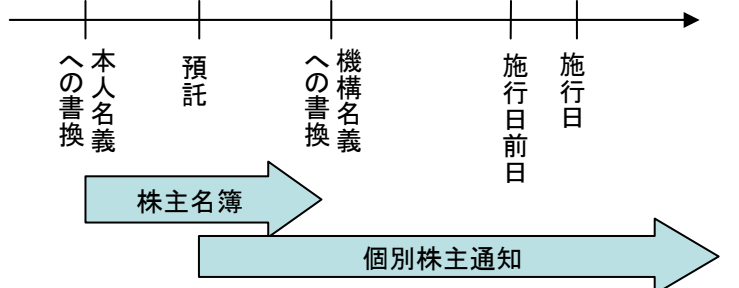
■増減の年月日の転記の効果・・・「逐条解説 社債、株式等振替法」(きんざい、尾崎)P305(引用)

「特定振替機関は、施行日において、参加者口座簿の記録事項を、主務省令で定めるところにより、その振替口座簿の特定参加者、特定質権者の口座に記録しなければならない(2項)。振替口座簿の必要的記録事項は、振替法129条3項6号の事項を除き参加者口座簿の記録事項と一致している。「主務省令」は、振替口座簿の各記録事項について参加者口座簿のどの記録事項を転記するか等を定めることとなる。なお、振替法129条3項6号の事項については、施行日が増加の記録がされた日となると考えられるが、施行日前に、保管振替法規則が改正され、保振法17条2項4号の主務省令で定める事項として、振替法129条3項6号に掲げる事項と同一の事項が記録される場合にはその事項となるとも考えられる。後者の場合、参加者口座簿において株式を取得した年月日が明らかとなるため、少数株主権等の継続保有期間を正しく算定することができるようになるというメリットがあるが、保管振替機関、参加者が記録事項の追加に対応できるか否かが不明であるため、主務省令に委ねられている。」

■「転記」の意味・・・「電子公告制度・株券等不発行制度の導入Ⅺ」(商事法務No.1718、始関)P57(引用)

「(注7)株式等決済合理化法附則第七条は、「口座を開設しなければならない」とか、「〇〇の事項を記載し、又は記録しなければならない」と規定しているので、本文では「転記される」という表現を用いたが、これは、物理的に、保振法上の口座とは別に二重に電子データを作ることの意味するものではなく、当該口座を社債等振替法上の口座として利用することができるように措置を講ずれば足りる。」

振替口座簿への履歴の転記について

	想定されるメリット	想定されるデメリット
①施行日 を増加の 記録がさ れた日とす る	○施行日が増加の記録がされた日となるため、個別株主通知の内容となる増減の履歴についてその通知対象となる期間の始期を施行日とすることができ、口座管理機関(参加者)は簡明に処理を行うことが可能となる。	○少数株主権等の行使を考えている株主(注1)は、本人名義株券を預託すると当該株券の機構名義への書換えにより施行日までの間会社への対抗要件を失うことになり、預託を躊躇することが考えられる。 
②参加者 口座簿・ 顧客口座 簿から転 記する	○参加者(顧客)口座簿において株式を取得した年月日が明らかとなるため、少数株主権等の継続保有期間を正しく算定することができるようになる。	○本人名義株券を預託した株主については、本人名義株券の機構名義への書換までにタイムラグがあった場合、株主名簿の記録と個別株主通知という会社への対抗要件を形式上二重に備えることになる(注2)。 

(注1)少数株主権等の行使方法に係る実務は、振替株式分科会において検討中である。

(注2)「名義書換を受けた者は、自分の権利を立証しないでも、会社に対して株主であるということを主張することができ、会社はその者が無権利者であることを立証できない限り、その者の株主の権利の行使を拒むことができない。」(会社法入門第9版 前田)P 219

振替口座簿への履歴の転記について (整理)

1. 株券電子化小委員会・移行分科会における意見等を踏まえ、参加者における実務処理等の観点から、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより振替口座簿に記録すべき新振替法第129条第3項第6号に掲げる事項(附則第7条第2項・第4項関係)について以下のように整理する。
 - 附則第7条第2項、第4項の規定により、施行日において、内閣府令・法務省令で定めるところにより振替口座簿に記録すべき「新振替法第129条第3項第6号に掲げる事項」中の「増加の記録がされた日」については、参加者の実務処理上、増減の記録がされた日を転記対象とすることが困難なことから、「施行日」を記録することが望ましい。
2. 継続保有要件がある少数株主権等の行使において、株式の継続保有期間が施行日を跨ぐ場合の取扱いについては、振替制度での個別株主通知の事務手続や保護預り株券の預託の特例等で預託された場合に生じる株主権の空白期間の問題なども考慮しつつ、実務的な対応について検討していくものとする。

以 上